

島根県

特定有人国境離島地域の 地域社会の維持に関する計画

平成 29 年度（2017）～ 平成 33 年度（2021）

平成 29 年 8 月
島 根 県

目 次

第1章 計画の考え方

(1) 計画の根拠	1
(2) 計画の目的	1
(3) 計画の期間	1
(4) 計画の対象地域	1
(5) 離島振興計画との整合性の確保	1
(6) その他の施策との一体的推進	2
(7) 推進体制	2
(8) 計画の見直し等	2

第2章 計画の基本の方針

(1) 計画の意義	3
(2) 基本の方針	3
(3) 計画の基本目標	4

第3章 隠岐諸島の概況

(1) 地勢	5
(2) 人口の推移	6
(3) 年齢構成、高齢化率	7
(4) 産業	8
(5) 違法操業等の状況、隠岐諸島が保全に果たしている役割	9
(6) 竹島問題	9

第4章 地域社会の維持に関する施策

1 航路事業及び航空運送事業に係る運賃等の低廉化	11
2 生活又は事業活動に必要な物資の費用の負担の軽減	15
3 雇用機会の拡充等	17
3. 1 農林水産業の再生	17
3. 2 民間事業者等の創業、事業拡大等の促進、定住人口等の拡大	26
3. 3 滞在型観光の促進	35
4 安定的な漁業経営の確保等	45

第5章 広報その他の啓発活動

第6章 重要業績評価指標（KPI）及び成果目標

1 数値目標の達成状況や政策効果の評価	50
2 KPI及び成果目標	50

第1章 計画の考え方

(1) 計画の根拠

- この計画は、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法（平成28年法律第33号。以下「有人国境離島法」という。）第10条の規定及び同法第4条に定める有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）に基づき、県内の特定有人国境離島地域の地域社会の維持に関する計画として、該当町村の意見を反映しつつ、県が定めるものである。

(2) 計画の目的

- この計画は、有人国境離島法の趣旨を踏まえた「特定有人国境離島地域の地域社会の維持に関する施策」を具体的に示すものである。

(3) 計画の期間

- 計画の期間は、平成29年度を初年度として10箇年とし、前期（平成29年度～平成33年度）と後期（平成34年度～平成38年度）に区分し、この計画は、前期の5箇年の施策内容等について記載する。
- 特定有人国境離島地域における今後の経済・社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。

(4) 計画の対象地域

- この計画の対象地域は、有人国境離島法の別表に掲げられた次の地域である。

特定有人国境離島地域の名称	特定有人国境離島地域を構成する離島（町村名）
隠岐諸島	島後（隠岐の島町）
	中ノ島（海士町）
	西ノ島（西ノ島町）
	知夫里島（知夫村）

(5) 離島振興計画との関係

- 有人国境離島法に基づくこの計画は、特定有人国境離島地域の地域社会の維持の観点から、離島振興法に基づく県離島振興計画を補完するものとして策定する。
- 県離島振興計画に基づく総合的な振興施策により、隠岐諸島の自立的発展を促進しつつ、地域社会の維持を目的として、「航路、航空路運賃の低廉化」、「物資の費用負担の軽減」、「雇用機会の拡充」、及び「安定的な漁業経営の確保」に必要な施策に重点的に取り組む。

(6) その他の施策との一体的推進

- ・地方創生関連施策を更に深化させるため、この計画に基づく地域社会維持のための関連施策は、地方版総合戦略及びこれに基づく地方創生関連施策と一緒に進め、相乗効果が得られるよう努める。
- ・隠岐諸島の人々が引き続き安心して住み続けることができるよう、個々の集落を超えた広い範囲で日常生活を支える仕組みづくり（＝「小さな拠点づくり」）を推進しつつ、隠岐諸島が漁業、海洋における各種調査、及び我が国の領海や排他的経済水域（以下「領海等」という。）の保全等に関する活動拠点としての機能を十分果たすことができるよう、地域経済の持続的な発展に重点的に取り組む。

（参考）主な関連する他の計画と計画期間

- ・島根県離島振興計画（離島振興法）
平成25年度～平成34年度
- ・島根総合発展計画 第3次実施計画
平成28年度～平成31年度
- ・まち・ひと・しごと創生 島根県総合戦略（まち・ひと・しごと創生法）
平成27年度～平成31年度
- ・島根県中山間地域活性化計画（島根県中山間地域活性化基本条例）
平成28年度～平成31年度
- ・新たな農林水産業・農山漁村活性化計画（基本計画）
平成20年度～平成31年度
(第3期戦略プラン：平成28年度～平成31年度)

(7) 推進体制

- ・町村は、現場の事業者のチャレンジ意欲を喚起し、地域の魅力や情報を発信していくなど、地域の民間主体を巻き込み、交流拡大のための取組みを官民一体で実践していく役割を担う。その際、地域社会の維持が有人国境離島地域の活動拠点としての機能を維持するために行われるものであるという施策の意義を意識し、地域の民間主体等に認知してもらうよう努めるものとする。
- ・県は、国とともに財政的・人的支援や情報提供・発信を行うほか、町村間の連携、隠岐諸島外のパートナーとの連携を支援する役割を担う。また、隠岐諸島の地域社会の維持が有人国境離島地域の活動拠点としての機能を維持するために行われるものであるという施策の意義を、県民や来島者に対して広く認知してもらうよう努めるものとする。
- ・県及び町村は、地域住民の生活の質の向上や地域経済の発展を目的とした国や民間事業者が行う社会実験、あるいは先進的な技術やサービスの効果実証実験等には積極的に協力し、連携して取り組むものとする。

(8) 計画の見直し等

- ・この計画に基づいて実施する施策の進捗や効果は、統計データのほか、必要に応じて独自の調査を行うなど、実態をより正確に把握することに留意し、年度ごとに確認しながら、早期に計画の基本目標が達成できるよう、必要に応じて隨時、修正を加える。
- ・その上で、新たに課題が生じた場合や、地域の実態に照らして必要があると判断される事項については、制度の拡充や事業予算の所要額確保などを国に働きかけていく。

第2章 計画の基本の方針

(1) 計画の意義

- ・隠岐諸島は、島根半島の北東約40～80kmの日本海上に位置し、4つの有人島と180余りの小島からなる群島である。
- ・豊かな独自の自然や隠岐固有の特色ある伝統文化等を有するとともに、農水産物の安定供給のほか、我が国の領海等を保全する重要な役割を担っている。
- ・他の地域に比較して厳しい自然的・社会的条件下にあることに鑑み、離島振興を図るため、離島振興法に基づく各種離島振興施策を講じてきたが、人口減少、少子高齢化等の課題が未だ残されている。
- ・こうした中、平成29年4月、有人国境離島法が施行され、有人国境離島地域が有する我が国の領海等の保全等に関する活動の拠点としての機能を維持するため、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別な措置を講じることとされた。
- ・この計画は、有人国境離島法の趣旨を踏まえた、隠岐諸島の地域社会の維持に関する施策を推進するため、県が定めるものである。

(2) 基本の方針

- ・島外とのヒトの交流、モノ・カネの対流を促進することで、島内経済が拡大する好循環型の地域社会を構築し、隠岐諸島における人口維持及び継続的な居住を可能とする環境整備を図る。
- ・そのためには、自然、歴史・文化等、離島の独自性に着目して、產品や食の開発、観光客誘致や移住促進、企業誘致、創業、教育の場づくり等、多様な分野で魅力を高めるとともに、ヒト、知恵、カネを呼び込むための仕掛けを作る必要がある。
- ・次の3つの施策の方向性を踏まえ、県及び町村は、航路・航空路運賃の低廉化、生活及び事業活動に必要な物資の費用負担の軽減、雇用機会の拡充、安定的な漁業経営の確保等に総合的に取り組む。

①人の往来・物の移動に係る条件不利性の緩和

特に外海遠隔離島であることによって生じている人の往来・物の移動に関する条件の不利性を緩和すること。

②交流促進のためのきっかけづくり

地域外の人々に対して、特定有人国境離島地域に観光で訪れたい、移住して起業したい又は働きたいというきっかけをつくること。

③島の魅力の再発見と島での人づくりの推進

地域外との交流を通じて、島の魅力を再発見し高めるとともに、島における「人づくり」を進めること。

(3) 計画の基本目標

- ・特定有人国境離島地域は、その人口が昭和30年頃に比べて概ね半減か、それ以上の減少となっており、地域社会を維持するために、継続的な居住が可能となる環境の整備を図ることが特に必要な地域である。
- ・基本方針において、国は、有人国境離島法の期限である2026年度（平成38年度）末に向けて、「特定有人国境離島地域における人口の社会増」を施策の基本目標として掲げ、地方公共団体による地域社会の維持に関する施策を推進、支援していくとされている。
- ・基本方針を踏まえ、隠岐諸島においては、有人国境離島法の期限である2026年度（平成38年度）末に向けて、「隠岐諸島における人口の社会増」を施策の基本目標とする。

基本目標

平成38年度末に向けて、隠岐諸島の人口が定常的に社会増となる状態（転入者数が転出者数を上回る状態）を実現する。【2015年（平成27年）△74人（総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」）】

- ・前期5箇年にあたるこの計画（平成29年度～平成33年度）においては、基本目標を踏まえ、現時点の社会減の概ね半減を目指すものとし、次のとおり成果目標を設定する。

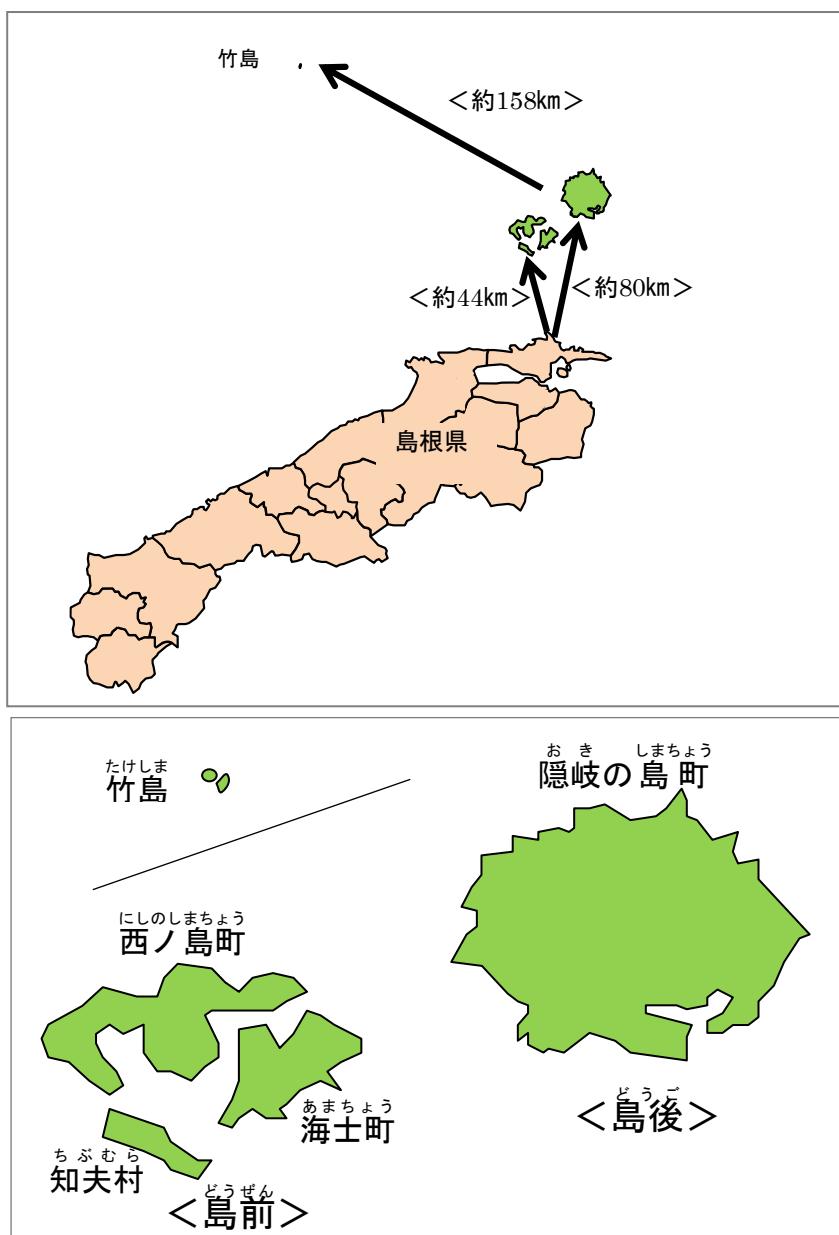
重要業績評価指標（KPI）及び成果目標

- ・住民基本台帳に基づく社会増減（人）
現況値（平成29年度） 目標値（平成33年度）
平成27年 △74人 → 平成32年 △37人

第3章 隠岐諸島の概況

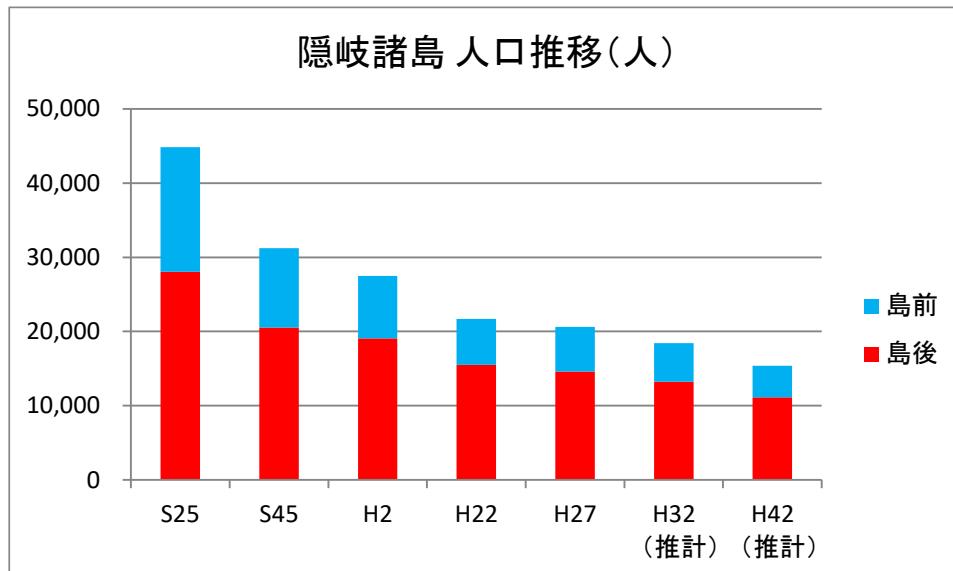
(1) 地勢

- ・隠岐諸島は、島根半島の北東約40~80kmの日本海上に位置し、4つの有人島と180余りの小島からなる群島で、地勢は全般に急峻で平地が少ない。
- ・島は大別して、島前と島後からなり、島前は中ノ島（海士町）、西ノ島（西ノ島町）、知夫里島（知夫村）の3島3町村、島後は隠岐の島町の1島1町で構成される。
- ・島前は、三つの島が三方から海を囲んで波静かな内海を形づくり、陸地は各島の中央を山脈が走り平地が少ない。
- ・島後は、隠岐の最高峰大満寺山を中心に、500m級の山がそびえるとともに、比較的広い平野が開けている地域もある。
- ・島後の北西約158kmに位置する竹島は隠岐の島町に属し、東西の2主島と数十の岩礁から成り、その総面積は約0.20km²である。
- ・面積は、島前が103.09km²、島後が242.83km²である。
- ・気候は、近海を流れる対馬海流の影響を受け、厳冬期以外は温和である。



(2) 人口の推移

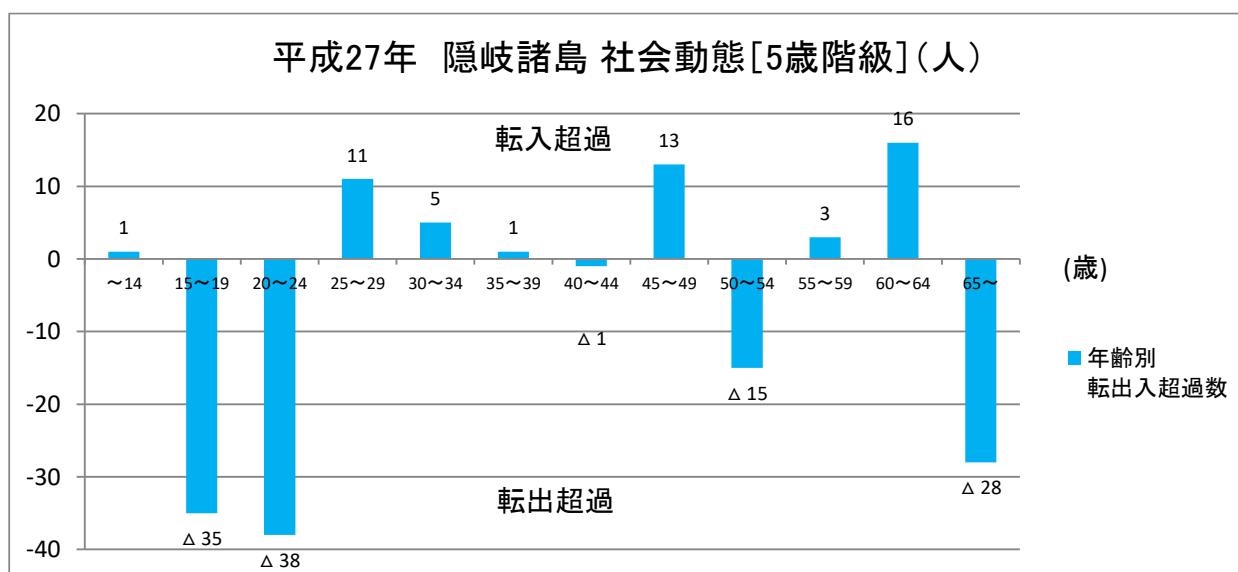
- ・人口は、昭和 25 年度の 44,842 人をピークに減少が続いているおり、平成 27 年度には 20,603 人となり、ピーク時の半分以下となっている。
- ・また、平成 42 年度には 1 万 6 千人を割り込むと試算されている。
- ・社会動態において、若年層では転出超過が生じるが、30 歳前後及び 60 歳前後では転入超過がみられる。



年度	隠岐諸島人口 (単位: 人)							
	S25	S45	H2	H22	H27	H32 (推計)	H42 (推計)	
島前	16,798	10,681	8,403	6,167	5,995	5,164	4,266	
島後	28,044	20,533	19,090	15,521	14,608	13,248	11,126	
隠岐計	44,842	31,214	27,493	21,688	20,603	18,412	15,392	

S25～H27は総務省国勢調査確定値による

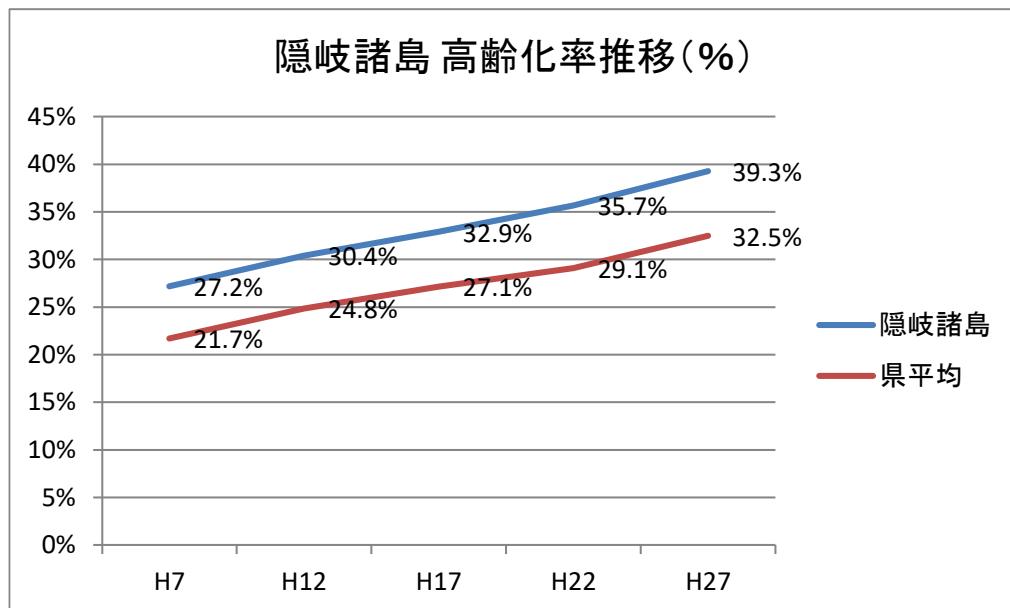
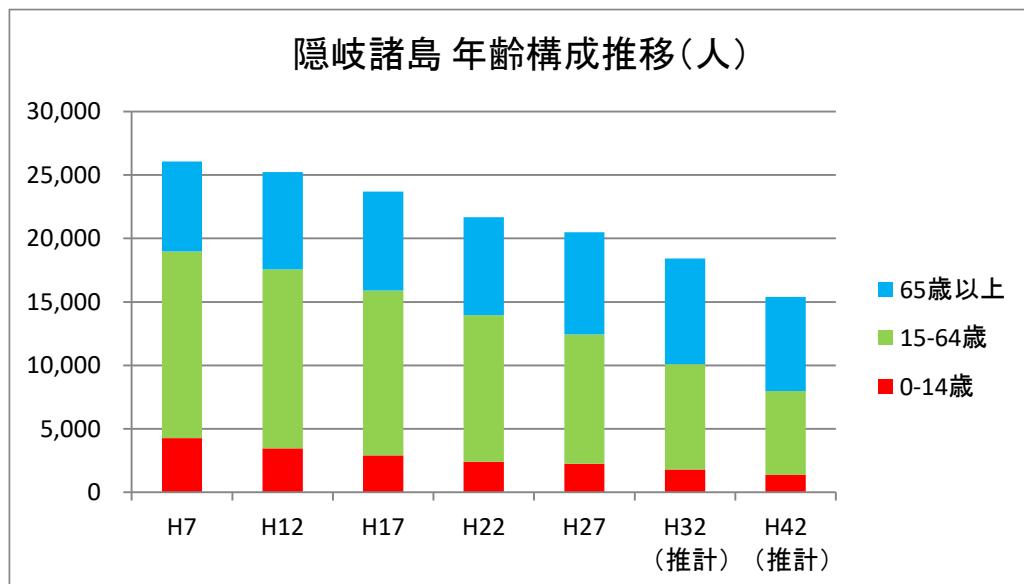
H32、H42は、国立社会保障・人口問題研究所H25年3月推計による



島根県人口移動調査による

(3) 年齢構成、高齢化率

- ・少子高齢化の進行により生産年齢人口の減少が顕著であり、生産力の低下や担い手・従事者不足が懸念される。
- ・このままの状況が続けば平成42年度には、全人口の約半数が65歳以上になると試算されている。



年度	(単位: 人)													
	H7		H12		H17		H22		H27		H32 (推計)		H42 (推計)	
	人口(人)	比率(%)	人口(人)	比率(%)	人口(人)	比率(%)	人口(人)	比率(%)	人口(人)	比率(%)	人口(人)	比率(%)	人口(人)	比率(%)
65歳以上	7,089	27.2%	7,668	30.4%	7,795	32.9%	7,731	35.7%	8,049	39.3%	8,326	45.2%	7,410	48.1%
15-64歳	14,732	56.5%	14,102	55.9%	13,008	54.9%	11,550	53.3%	10,204	49.8%	8,303	45.1%	6,611	43.0%
0-14歳	4,253	16.3%	3,460	13.7%	2,891	12.2%	2,403	11.1%	2,246	11.0%	1,783	9.7%	1,371	8.9%
隠岐計	26,074	100.0%	25,230	100.0%	23,694	100.0%	21,684	100.0%	20,499	100.0%	18,412	100.0%	15,392	100.0%

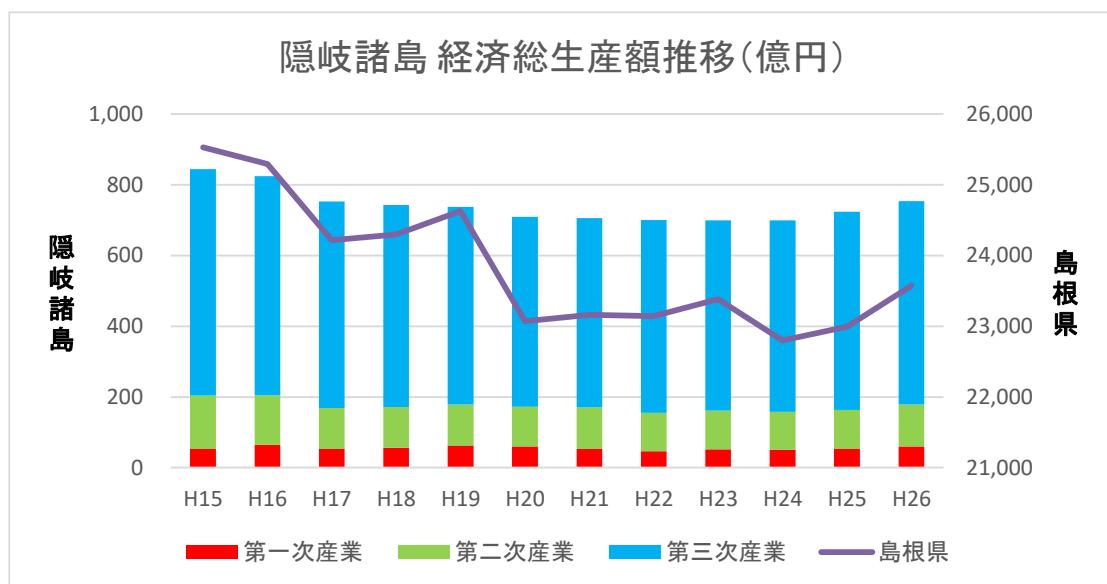
H7～H27は総務省国勢調査確定値による

H32、H42は、国立社会保障・人口問題研究所H25年3月推計による

総数に年齢不詳者を含まない

(4) 産業

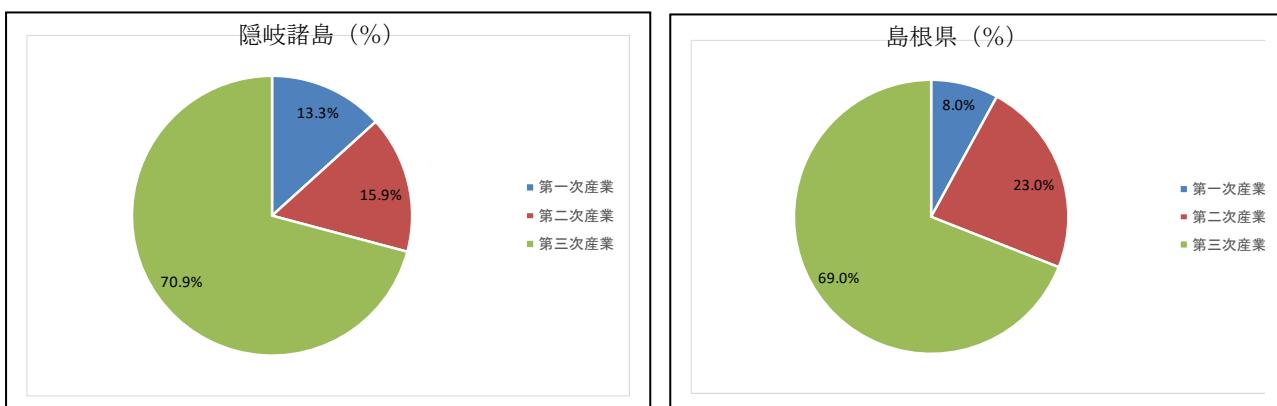
- ・経済総生産額は、全体として縮小傾向にある。
- ・産業構造は県全体と比較し、第一次産業の割合が高く、第二次産業の割合が低くなっている。



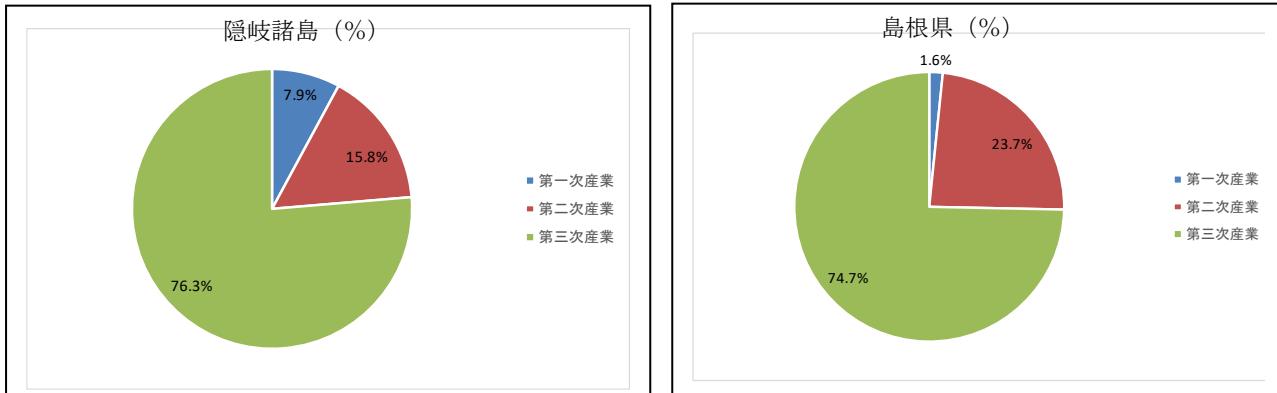
隠岐諸島経済総生産額													(単位:億円)	
	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26		
第一次産業	52.7	64.2	52.8	56.4	63.1	60.5	53.1	46.3	51.8	50.8	53.0	59.8		
第二次産業	151.3	140.8	116.3	115.0	115.3	111.9	117.9	109.0	110.0	107.3	109.9	119.1		
第三次産業	640.8	619.2	583.5	571.8	558.9	536.8	534.8	545.2	537.6	541.7	560.8	575.1		
合 計	844.8	824.2	752.6	743.2	737.3	709.2	705.8	700.5	699.4	699.8	723.7	754.0		

島根県県民経済計算による

産業分類別就業者割合



経済総生産額割合



(5) 違法操業等の状況、隱岐諸島が保全に果たしている役割

- ・我が国の排他的経済水域の境界線付近の海域では、外国漁船との漁場競合、密漁被害等の問題が生じている。
- ・平成11年に日韓漁業協定が発効するまでは領海12海里（約22km）のすぐ外側まで、韓国底びき網漁船等の操業が頻繁に行われていた。
- ・協定発効後も、我が国の排他的経済水域の境界線付近の海域では、ズワイガニの密漁を目的とした韓国漁船のさし網等違法漁具の放置、時化や事故による外国船舶の座礁や積荷である木材、燃油等の沿岸への漂着等が度々発生している。
- ・このような状況のなか、日韓暫定水域周辺の我が国の排他的経済水域での外国漁船の違法操業の監視活動、漁場環境改善を図るための放置漁具の回収活動、沿岸海域における監視活動等が漁業者により実施されている。
- ・それ以外にも、多くの漁業者が通常の操業の中で、不審船等異常の察知、通報等の役割を果たしており、隱岐諸島は我が国の排他的経済水域の漁業秩序の維持や漁場保全の面で重要な役割を果たしている。
- ・また、本土から40～80kmの沖合に位置する隱岐諸島は、水産庁並びに島根県の漁業取締船の寄港地等となっているほか、隱岐の島町には境海上保安部が隱岐海上保安署を設置しているなど、官公庁による外国船等の監視警戒や取締り等を担う拠点として重要な役割を果たしている。
- ・さらに、漁業集落の活動を基に沿岸域に形成された日常的な監視ネットワークは、国境侵犯や密入国の阻止等、国による予防・監視機能を補完する役割を果たしている。
- ・このほか、海難事故発生時等においても、地元の海域に精通する漁業者が迅速に救助に駆けつける等、国民の生命・財産の保全に大きく貢献している。

(6) 竹島問題

- ・国境離島である竹島及び周辺海域においては、韓国による実力支配が続いている、漁業権など我が国の主権を事実上行使できない状態となっている。
- ・当県では、平成17年3月、議員提案により「竹島の日を定める条例」を制定し、条例の趣旨を踏まえ、竹島の領土権が早期に確立するよう、国に対し、国民世論の啓発や国際社会への情報発信、竹島に関する研究体制の強化、政府主催による「竹島の日」式典の開催や「竹島の日」の閣議決定、隱岐の島町への啓発施設の設置などの対応を要望している。
- ・竹島問題の早期解決のためには、政府の外交交渉を後押しする国民世論の盛り上がりが重要であり、県は「竹島の日」記念式典の開催をはじめ、竹島資料室でのパネル展示・収集資料等の公開、研修会の開催、広報啓発資料の作成配付、廣告塔の設置、インターネットによる情報発信など、多様な方法により啓発活動を展開している。
- ・また、竹島問題について国民にわかりやすく説明し、理解を深めてもらうため、竹島問題研究会による竹島に関する歴史的事実の調査研究、竹島問題研究顧問による専門的な助言・指導などにより、日韓両国の主張の整理、検証に取り組んでいる。
- ・さらに、竹島問題についての正しい理解を広める上で、教育の果たす役割は非常に大きいことから、県において、竹島学習DVDやリーフレット等の副教材、授業用の指導案等を記載した「領土に関する教育ハンドブック」を独自に作成し、これらを使用して、県内の全ての小・中学校、高校、特別支援学校で竹島に関する学習を実施している。

- ・なお、隠岐の島町においても、竹島に関する住民の証言や資料収集を目的とした久見竹島歴史館を平成28年に開設し、竹島に関する記録や記憶を後世に引き継ぐよう取り組んでいる。

第4章 地域社会の維持に関する施策

1 航路事業及び航空運送事業に係る運賃等の低廉化

(1) 現状と課題

(航路の現状)

ア 就航・利用実態

- ・隱岐～本土間、島後～島前間、島前3島間にについて、隱岐汽船によりフェリー3隻及び超高速船1隻が運航されている。
- ・隱岐航路は人や物資の輸送手段として重要な役割を担っているが、島民人口の減少、島内経済の停滞等により、平成10年度には年間62万人を超えていた利用者数が、近年は40万人台前半まで減少している。

航路	運航体制	便数 (1日当たり)	乗客数	車両航送台数
隱岐～本土間 島後～島前間 島前3島間	フェリー3隻、 超高速船1隻	通常期 フェリー3隻、 超高速船1隻 各1往復	H10年度：約62.1万人 (うち島民約26.8万人) H19年度：約45.8万人 (うち島民約23.3万人) H28年度：約41.9万人 (うち島民約21.9万人)	H10年度：約5.1万台 H19年度：約3.8万台 H28年度：約4.2万台

隱岐汽船調による

- ・なお、島前3島間には、島前町村組合により連絡船1隻及び小型フェリー1隻が運航されている。

イ 船舶の状況

- ・隱岐航路で就航している船舶の状況は下表のとおり。

	フェリーくにが	フェリーしらしま	フェリーおき	超高速船 レインボージェット
総トン数	2,375t	2,343t	2,366t	173t
旅客定員	823名	856名	822名	256名
車両積載台数 (乗用車換算)	74台	74台	74台	—
航海速力	18.90ノット	18.90ノット	18.90ノット	40.00ノット
所有者	隱岐汽船	隱岐汽船	隱岐広域連合	隱岐広域連合
就航年月	平成11年4月	平成7年3月	平成16年4月	平成26年3月

ウ 収支状況

- ・島民人口の減少、島内経済の停滞等に伴う輸送量の減少により、隱岐航路の営業収入は減少傾向にある。
- ・平成18年3月末には運航事業者である隱岐汽船が債務超過に至り、平成19年1月には事業再生計画を策定することとなった。
- ・こうしたことから、平成19年に隱岐4町村及び島根県で構成する隱岐広域連合が「フェリーおき」を買い取り、隱岐汽船を指定管理者とするなど、債務超過解消に向けた支援を実施した。
- ・また、平成26年3月就航の「超高速船レインボージェット」については、隱岐広域連合が購入し、改修した後、隱岐汽船を指定管理者として運航委託している。毎年度の運航に係る修繕費等についても指定管理料として支出す

るなど、隠岐航路の維持に向けた各種の支援を実施している。

- ・平成 27、28 年度は、燃油価格の下落等により隠岐汽船の純損益は黒字となつたが、隠岐航路の利用者数は長期的には減少傾向にあること、「フェリーしらしま」の老朽化が進んでいること等を踏まえ、今後も収支状況を注視する必要がある。

エ 運賃体系及び推移

- ・本土～隠岐間の運賃体系及び近年の推移は、下表のとおり。

運賃改定日	フェリー（2 等）	超高速船	備考
平成 9 年 4 月 1 日	2,530 円	4,990 円	消費税 5%導入
平成 18 年 11 月 1 日	2,840 円	5,600 円	島民向け復路 1 割引
平成 20 年 7 月 1 日	3,050 円	6,000 円	燃料油価格の高騰
平成 20 年 10 月 1 日	3,360 円	6,490 円	同上
平成 21 年 3 月 1 日	3,050 円	5,940 円	燃料油価格の下落
平成 21 年 8 月 1 日	2,840 円	5,600 円	同上
平成 23 年 8 月 1 日	3,150 円	6,000 円	燃料油価格の高騰
平成 26 年 4 月 1 日	3,240 円	6,170 円	消費税 8%導入
平成 27 年 11 月 1 日	2,920 円	5,760 円	燃料油価格の下落

- ・隠岐諸島は本土との距離が遠く、人口も少ないため、国内の類似の航路と比較しても運賃水準が高く、本土の鉄道などの公共交通機関と比較すると格段に割高となっている。

オ 地域において果たしている役割

- ・隠岐航路は人や物資の輸送手段として島民の日常生活を支える生命線であるとともに、観光をはじめ隠岐諸島の産業振興を図る上でも重要な役割を担っている。

（航空路の現状）

ア 就航・利用実態

- ・隠岐～出雲路線と隠岐～大阪路線は日本エアコミューターにより、1 日 1 往復で定期運航されている。隠岐～大阪路線については、夏季限定で日本航空によりジェット機で運航されている。
- ・隠岐空港利用促進協議会による利用促進事業の実施や「隠岐ユネスコ世界ジオパーク」としての認知度の向上等により、直近 5 年間の利用者数は概ね前年度比微増で推移している。

路線	距離 (km)	便数	運航回数	所要時間
隠岐～出雲	143 km	1 往復／日	平成 28 年度 702 回	約 30 分

<隠岐～出雲路線の利用状況>

年 度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
旅客数	14,292 人	15,082 人	15,593 人	16,390 人	16,368 人
座席利用率	56.1%	59.6%	60.4%	64.1%	64.8%

島民、島民外の内訳は公表されていない。

島根県土木部港湾空港課調による

<平成 28 年度隱岐～出雲路線就航状況>

平成 28 年度就航率 96.2%

(1 往復/日)

4月	5月	6月	7月	8月	9月
90.0%	90.3%	100.0%	96.8%	96.8%	96.7%
10月	11月	12月	1月	2月	3月
96.8%	100.0%	96.8%	93.5%	96.4%	100.0%

日本エアコムьюーター調による

イ 収支状況

- ・日本エアコムьюーターは経年化が進む SAAB 340B 型機（36 席）について、ATR42-600 型機（48 席）への機材更新を平成 29 年度より順次実施していく方針であり、隱岐～出雲路線については近く後継機が導入される予定である。
- ・日本エアコムьюーターは新機材導入準備に伴う生産体制の効率性低下（固定費負担の増加）により、機材更新の過渡期においては収支が大幅に悪化する見込みである。

ウ 運賃体系及び推移

- ・隱岐～出雲路線の近年の主な運賃体系は、下表のとおりであり、日本エアコムьюーターによる離島住民割引が実施してきた。

	平成 26 年 4 月 1 日 ～平成 26 年 7 月 3 日	平成 26 年 7 月 4 日 ～平成 29 年 3 月 31 日
普通運賃	12,700 円	13,800 円
離島住民割引	9,800 円	9,800 円
割引率	23%	29%
備考	消費税 8%導入	燃料油価格の高騰等

エ 地域において果たしている役割

- ・隱岐～出雲路線は医療、経済、行政等の機能が集中する県内の拠点地域と隱岐諸島を結ぶ離島住民の日常生活に欠かせない生活路線となっているほか、観光客の移動手段としても利用されている。
- ・代替交通機関としては、フェリー（所要時間約 2 時間 30 分）、超高速船（所要時間約 1 時間）が存在するが、それらが悪天候等によって欠航した場合にも航空機は高い就航率を維持しており、離島住民の移動手段の確保に貢献している。

(航路及び航空路の課題)

- ・隱岐航路及び航空路の運賃（車両航送料を含む）が高い水準であることにより、本土地域との経済格差の是正や隱岐諸島への定住促進をはじめとした地域振興や観光振興を図る上で障害になっている。このため、隱岐航路及び航空路に係る運賃の低廉化に向けた取組みを推進する必要がある。

(2) 講ずる措置の基本的な内容

- ・本土との移動コストの格差を是正し、隱岐諸島に将来にわたって人が住み続けることのできる環境を整備するため、隱岐諸島に居住する者等を対象に、航路及び航空路運賃の低廉化を図る。
- ・なお、平成29年度における特定有人国境離島地域社会維持推進交付金の運賃低廉化対象者は、住民（特定有人国境離島地域居住者）及びこれに準ずると町村長が認める者とされており、今後、その対象者について町村と連携して、基準の設定について検討し、国と協議していく。

	航路	航空路
対象者	住民（特定有人国境離島地域居住者）及びこれに準ずると町村長が認める者	同左
対象路線	隱岐航路 (フェリー及び超高速船)	隱岐～出雲路線
引下げ 限度額	JR運賃並 (超高速船は特急指定席運賃並)	新幹線運賃並
引下げ 後運賃	<p>【本土～隱岐間】</p> <p>フェリー（2等） 現行 2,920円→1,390円（引下額 1,530円）</p> <p>超高速船 現行 5,760円→2,960円（引下額 2,800円）</p> <p>【島後～島前間】</p> <p>フェリー（2等） 現行 1,330円→710円（引下額 620円）</p> <p>超高速船 現行 2,630円→1,940円（引下額 690円）</p> <p>【島前3島間（西ノ島～海士）】</p> <p>フェリー（2等） 現行 340円→300円（引下額 40円）</p> <p>超高速船 現行 340円→300円（引下額 40円）</p> <p>※往復券購入時は、復路 10%割引（従来から隱岐汽船により往復割引が実施されており、この料金体系を維持するため、往復でJR運賃並となるよう調整）</p>	<p>【隱岐～出雲路線】</p> <p>現行 9,800円（離島住民割引運賃） →5,500円 (引下額 4,300円)</p>

2 生活又は事業活動に必要な物資の費用の負担の軽減

(1) 現状と課題

- ・生活又は事業活動に必要な物資には、生活必需物資、嗜好品、原材料等があり、輸送コストが価格形成に与える影響は、物資の種類や地域の状況等によって様々である。
- ・物資の輸送については、主に隠岐汽船のフェリーや専用船等により輸送されており、海上輸送費等が嵩むことに伴い、本土と比較し価格が高くなる傾向にある。
- ・また、ガソリンについては、石油製品流通合理化支援事業により、平成22年に隠岐島油槽所の整備や隠岐諸島への共同配送事業が開始され、石油製品の流通の合理化や安定供給の仕組みが整えられたところであるが、依然として、本土と比較し割高となっている。

海上輸送費の一例

產品名	海上輸送費
魚介類	約 212 円／箱
鳥獣類（牛）	約 4,985 円／頭
飲料（酒類）	約 21,889 円／kℓ

和牛の東京出荷経費の産地間比較の一例

生産地	出荷経費（片道）	内訳
隠岐（海士町）	111,289 円	車輌航送料 59,830 円 + 高速料金 27,130 円 + 燃料代 24,329 円
広島市佐伯区	56,800 円	高速料金 29,830 円 + 燃料代 26,970 円
差額	54,489 円	

隠岐→東京と同等距離の広島市佐伯区で比較

(2) 講ずる措置の基本的な内容

- ・ガソリンについては、離島のガソリン流通コスト対策事業を活用し、ガソリン小売価格の実質的な低廉化を継続する。

ガソリンの補助単価

町村名	補助額 (H29 年度)
隠岐の島町	10 円／ℓ
海士町	
西ノ島町	15 円／ℓ
知夫村	

- 事業活動に必要な物資について、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金及び離島活性化交付金を活用し、農水産品及び戦略產品の移出及び当該產品の生産並びに移出に必要な原材料等の移入に係る輸送コストの低廉化を拡充して支援する。

①特定有人国境離島地域社会維持推進交付金の対象となる主な農水産品の出荷量等

移出品目	出荷者	H28年度 出荷量	移入品目 (原材料等)	H28年度 移入量
魚介類	J F 他	63,678 t	魚函	38,746 箱
鳥獣類（牛）	民間事業者	203 頭	畜産用飼料	1,899 t
米	J A	78 t	化学肥料	112 t

②離島活性化交付金の対象となる主な戦略產品の出荷量等

移出品目	出荷者	H28年度 出荷量
原木	隠岐の木出荷共同体	10,235 m ³
製材	隠岐の木出荷共同体	123 m ³
飲料（酒類）	民間事業者	91kℓ
その他の水産品	J F 他	14 t

農水産品及び戦略產品の輸送コスト低廉化の例

品名	海上輸送費	負担割合 (H28年度)			→	負担割合 (H29年度)		
		国 1/3 以内	町村 1/3 以内	事業者		国 6/10 以内	町村 2/10 以内	事業者
魚介類	212円／箱	70	70	72		127	42	43
鳥獣類（牛）	4,985円／頭	1,661	1,661	1,663		2,991	997	997
米	4,985円／t	1,246	1,246	2,493		2,991	997	997
原木	2,241円／m ³	402	402	1,437		1,344	448	449
製材	-	-	-	-		-	-	-
飲料（酒類）	21,889円／kℓ	5,472	5,472	10,945		13,133	4,377	4,379
その他の水産品	5,367円／t	1,789	1,789	1,789		3,219	1,074	1,074
魚函	23円／箱	7	8	8		13	5	5
畜産用飼料	4,669円／t	1,556	1,556	1,557		2,801	934	934
化学肥料	-	-	-	-		-	-	-

※各金額は、平成28年度実績をベースに記載。

3 雇用機会の拡充等

3. 1 農林水産業の再生

(1) 現状と課題

(農業)

- ・ 隠岐諸島の農業は、離島である上に急峻な地勢という不利な条件で営まれており、耕地率は県平均の 5.6%を大きく下回る 2.7%となっている。
- ・ 2015 年センサスによると、隠岐諸島の農家戸数は 1,008 戸、販売農家戸数が 364 戸、全体に占める販売農家の割合は 36.1%と、県平均の 57.2%を大きく下回り、農業就業人口も 5 年前に比べて 34% 減少(平均年齢 70.2 歳)するなど、担い手不足が深刻化している。
- ・ 畜産用飼料や肥料等の多くを本土から移入しており、その輸送コストには海上輸送費が加算されるため、本土と比較して経費が高くなる傾向にある。

ア 肉用牛(繁殖)

- ・ 隠岐諸島の畜産業のうち、肉用牛については、管内 JA 全体の生産物販売額の約 8 割を占める主要品目となっており、隠岐の産業を支える重要な基盤となっている。
- ・ 近年、県全体の繁殖雌牛の飼養頭数が減少していた中、公共牧野での放牧を中心とした低コスト繁殖経営により、いち早く飼養頭数が増加に転じ、1 戸当たり飼養頭数は 14.6 頭となり、県平均の 8.5 頭を上回っている。
- ・ 平成 28 年度の肉用牛飼養戸数は、隠岐諸島全体で 125 戸となっており、平成 24 年度の 144 戸から 19 戸、13% 減少している。
- ・ また、肉用牛飼養農家のうち 70 歳以上が、隠岐諸島全体で 43 戸(34.4%)となっており、担い手となる農外参入企業や若手農家の増頭・規模拡大、U I ターン等による新規就農者の確保・育成を進める必要がある。
- ・ 現在、隠岐諸島では、家畜市場は、7 月、11 月、3 月の年 3 回各 3 日間、海士市場(海士町)、浦郷市場(西ノ島町)、知夫市場(知夫村)、西郷市場(隠岐の島町)で、それぞれ開かれている。
- ・ 各市場で購買された子牛は、一旦浦郷市場(西ノ島町)に全頭集められ、各購買者が所有するトラックで本土へ移送される。
- ・ 輸送コストは、各島から浦郷(西ノ島町)までは畜産農家が負担し、浦郷から本土は購買者が負担しているが、海上輸送費等が加算されることに伴い、本土と比較し経費が高くなる傾向にある。

西郷(隠岐の島町)～浦郷(西ノ島町) 片道 20,420 円 (10t 車)

浦郷(西ノ島町)～七類(松江市) 片道 54,860 円 (10t 車)

- ・ また、市場集荷頭数が減少すると、トラックが満載とならないリスクが発生することから買い付け業者が減少し、市場価格の低下を招くことが懸念される。
- ・ 今後、子牛出荷頭数の減少によって市場価格が低下し、隠岐諸島の畜産業の衰退に繋がることとなるよう、新たな飼養農家の確保や繁殖雌牛の維持・増頭対策の充実が必要である。

イ 肉用牛(肥育)

- ・ 近年は、農外企業参入の動きなどもあり、海士町では、隠岐諸島の地域ブランド島生まれ島育ちの「隠岐牛」として、主に東京市場に毎月定期的に移送・

出荷している。

- ・東京市場では、高単価が望めることから肥育業者の大型トラックで、海士町から本土までフェリーで2時間半、東京市場まで10時間をかけて出荷している状況にある。
- ・輸送コスト削減のため、トラックが満載となるよう出荷牛を調整しているが、その経費は肥育農家にとっては大きな負担となっている。

肉用牛飼養戸数と繁殖牛飼養頭数の推移（戸、頭）

	H24	H25	H26	H27	H28
肉用牛飼養戸数	144	127	125	126	125
繁殖牛飼養頭数	1,756	1,807	1,796	1,838	1,925

島根県家畜飼養状況調査による

ウ 水稻

- ・平成28年度の水稻作付面積は、隠岐諸島全体で434haとなっており、平成24年度作付面積(468ha)に比べ34ha(8%)減少している。
- ・また、水稻作付農家は、隠岐諸島全体で621戸となっており、平成24年度の797戸から176戸(22%)減少している。
- ・農業就業者の高齢化が進んでいることから、今後は農外参入企業や認定農業者などの担い手への農地集積、U Iターン等による新規就農者の確保・育成を進める必要がある。
- ・海藻アラメを田んぼに混ぜ込む昔ながらの伝統農法による隠岐の島町の「島の香り隠岐藻塩米」(以下「藻塩米」という。)が、特徴ある栽培法として、近年、島内外の消費者・米取扱業者の評価を高めている。
- ・平成28年度の「藻塩米」出荷量140tのうち、90%を主に関東と関西の大手米卸売業者、県内の米卸売業者に出荷しているが、本土までの移送には大型トラックを調達しており、その経費は農家負担となっている。
- ・このように、移送経費の負担が大きいことから、中小規模米卸売業者や米販売店との直接取引の拡大が難しく、大手米卸売業者との取引拡大を図っていかなければならない。
- ・今後、土壤改良や基本技術の励行による更なる「藻塩米」の品質向上を図るとともに、首都圏米卸売業者から求められている「藻塩米」に続く新たな特色ある米の生産が必要となってきた。

「藻塩米」生産の推移（人、ha）

	H24	H25	H26	H27	H28
生産者数	14	16	18	18	18
生産面積	20	26	36	42	40

J Aしまね隠岐地区本部調査による

エ その他

- ・野菜・果樹等については、耕作条件が狭小急傾斜であることから青果物の島内消費のほとんどを本土からの移入に頼らざるを得ない状況にある。
- ・近年は、隠岐諸島の4つの島の核となる農産物直売所が中心となって、地元住民の地産地消の推進や新規出荷者の掘り起こしなどを行うことで、販売額が着実に増加しており、今後、学校給食等への供給量や品目の増加などの取組みを拡大していく必要がある。
- ・また、世界ジオパークの認定以降、外国人を中心に観光客が徐々に増加していることから、今後、島内消費者に加え、観光客を対象にした加工品の生産・販売や島内の宿泊施設・飲食店等への供給体制の構築を急ぐ必要がある。
- ・さらに、今後は、より付加価値の高い作物や隠岐諸島ならではの特色ある農産品の発掘・導入を検討する必要がある。

(林業)

- ・隠岐諸島の森林面積は29.7千ha、林野率は86.0%で、県平均の78.2%を上回り、民有林の人工林率は40.3%、人工林の蓄積は561m³/haで県平均457m³/haを大きく上回っている。
- ・人工林のうち収穫期を迎えた森林は8割を超えており、「伐って、使って、植えて、育てる」循環型林業の推進によって、これらの森林資源による林業・木材産業の成長産業化が期待される。
- ・循環型林業を一層推進するためには、生産性を向上するとともに、増産される原木を島内の製材事業体へ供給し、高品質な製材品に加工して付加価値を付けた上で出荷する体制整備が必要である。
- ・さらには、原木の大口需要者である本土の合板工場やチップ工場、原木市場等へ出荷を拡大することが必要である。
- ・このため、隠岐の島町では、木材の安定的かつ効率的な出荷を目指し、5素材生産事業体と1製材事業体により、原木等の供給・出荷体制の確立、需給調整及び島外への共同出荷のための「隠岐の木出荷共同体」を平成26年3月に設立し、木材生産拡大に向けた安定出荷体制の強化が図られたが、これらの事業体に雇用される人材の確保・育成や、島内の流通と島外への海運など輸送コストの低減等が大きな課題となっている。
- ・近年、林地残材等の木質バイオマスの利活用の機運が高まりつつあり、隠岐の島町が平成26年度にバイオマス産業都市に選定されたほか、海士町、西ノ島町及び知夫村においても間伐材等の利用の可能性に向けた検討が開始されている。
- ・しかし、原木増産にともなって、再造林の必要な森林の増加が見込まれる一方、森林所有者の高齢化や不在化、費用負担などの要因により再造林に対する意欲が減退しており、伐採跡地がそのまま放置されることが懸念される。
- ・以上のことから、循環型林業を本格軌道に乗せるため、森林所有者への施業の働きかけを強めるほか、高性能林業機械の導入や作業道など路網の整備による生産性の向上、コンテナ苗を活用した一貫作業システムの導入による再造林の低コスト化が必要である。
- ・豊富な森林資源を活用し、更に原木増産を図るために、木材の高付加価値化のための木材乾燥技術の向上等による高品質な製材品の安定供給と島内外への販路拡大、特に大都市圏への販路拡大などに取り組むことが重要である。

り、加工施設の高度化・規模拡大を検討する必要がある。

- 更に、森林の持つ公益的機能の維持・増進のためには、松くい虫被害跡地や侵入竹林等の荒廃森林などの整備にも取り組む必要があり、早くから松くい虫被害を受けた海士町、西ノ島町及び知夫村では、平成8年に島前3町村が共同で「(公社) 隠岐島前森林復興公社」を設立し、主に松くい虫被害跡地の森林再生を図っている。
- また、隠岐の島町のクヌギ原木を中心とした乾しいたけ生産は、恵まれた自然環境と生産技術によって高い評価を受けてきたが、販売価格の低迷や生産者の高齢化により長らく生産量が減少傾向にあり、新規生産者の掘り起こしや栽培技術の向上を図る必要がある。
- 近年、大規模な原木生しいたけ生産への参入企業があり、明るい兆しが見えつつあるが、出荷先を高単価が望める大都市圏としているものの、輸送コストの低減などが課題となっている。

※木質バイオマス：再生可能な生物由来の有機性資源（化石燃料除）をバイオマスと呼び、そのなかで木材由来のもの。

木材生産量の推移 (m³)

	H24	H25	H26	H27	H28
原木	12,581	10,547	14,969	16,788	18,973
製品	2,251	2,643	2,354	2,456	2,068

島根県隠岐支庁農林局調による

主要特用林産物生産量の推移 (t)

	H24	H25	H26	H27	H28
乾しいたけ	5.0	5.5	4.0	3.9	4.5
生しいたけ	19.0	18.0	13.3	15.4	14.5

農林水産省特用林産関係統計資料による

(水産業)

- 隠岐諸島周辺海域は優れた漁場であり、アジ、イワシをはじめ、ズワイガニ・エッチュウバイ・イワガキ等隠岐特産の水産物も豊富に水揚げされており、漁業が地域の基幹産業になっている。
- しかしながら、近年の消費者の魚離れ等による魚価の低迷や燃油の高騰等による操業経費の増大、本土への輸送コストや時間がかかる等の離島特有の地理的条件不利性により、漁業経営は厳しい状況に置かれている。
- 流通については、漁獲物を漁場から直接、本土側の市場に上場するまき網漁業等を除き、漁獲物は一旦、島内に水揚げし、魚函に詰めた荷姿でその大半を船舶で本土の市場まで輸送して上場しなければならない。
- 現在、本土への輸送はJFしまねの漁獲物運搬船、民間運搬船、フェリーを用いており、その輸送コストは海上輸送のない本土と比較して1箱当たり250円前後余分にかかる。
- さらに魚函についても、全て本土から輸送する必要があり、本土と比べて余分にコストがかかる実態にある。
- また、漁獲物の多くを境港市場に上場しているが、船舶の運航日程に制約があり、上場されるのは、水揚げされてから2日目以降となっているため、隠

岐諸島の漁獲物は、鮮度の評価が低く、魚価形成において不利な状況に置かれている。

- ・担い手の確保・育成については、特に、沿岸漁業において漁業者の高齢化や担い手不足が進行しており、新規就業者の確保育成が喫緊の課題となっており、これまでU I ターン者の積極的な受け入れ等に努めてきた。
- ・しかし、隠岐諸島の漁業就業者数は平成 15 年の 1,300 名から 20%以上減少し、平成 25 年には 1,002 名となった。中でも、沿岸漁業の主体である自営漁業の就業者数は、30%以上減少しており、より厳しい状況となっている。
- ・こうした状況が続けば、離島における国境監視など多面的な機能を有する漁村集落の維持が今後困難となることが懸念される。
- ・今後とも、隠岐諸島の漁業の力強い発展を推進するためには、まき網漁業をはじめとした基幹漁業の収益性改善や離島特有の地理的条件不利性の克服、担い手の確保に取り組むとともに、隠岐諸島の漁場の特性に適した新たな漁法や魚類・貝類養殖の導入等による漁業所得の向上について検討する必要がある。

漁業生産の推移 (t、百万円)

	H24	H25	H26	H27	H28
漁獲量	86,334	105,730	81,165	82,472	73,692
生産額	7,737	8,568	8,760	8,275	8,226

島根県農林水産部水産課調による

(2) 講ずる措置の基本的な内容

①農林水産品等の販路拡大・付加価値向上

- ・事業活動に必要な物資について、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金及び離島活性化交付金を活用し、農水産品及び戦略產品の移出及び当該產品の生産並びに移出に必要な原材料等の移入に係る輸送コストの低廉化を拡充して支援する。

【再掲 P16 を参照】

(農業)

ア 肉用牛

- ・購買者から求められている子牛出荷頭数の増加と効率的な出荷体制を実現させるための取組みを推進する。
- ・生産子牛頭数を増やすため、県やJAの補助事業を活用して、産肉能力が高く放牧に適した優良繁殖雌牛を概ね年間 50 頭程度導入又は自己保留し、繁殖基盤を強化する。
- ・増頭に対応するため、WCS 用稲の生産拡大を進め、隠岐諸島内での粗飼料の安定確保と利用の拡大を図るとともに、共同利用施設の整備などを計画的に進める。
- ・出荷体制の効率化として、4島の家畜市場のうち、老朽化している西郷市場（隠岐の島町）、浦郷市場（西ノ島町）について、平成 29 年度に新市場を建設し、平成 30 年度の開設を予定している。今後、知夫市場についても検討する。

※WCS：とうもろこしや稲のように、子実の採取を目的に作られた作物を、繊維の多い茎葉部分と栄養価の高い子実部分と一緒に収穫してサイレージ（家畜用飼料の一種で、飼料作物をサイロ等で

発酵させたもの)に調製したもの。

＜農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営基盤強化促進基本構想における経営モデルの例＞

海士町 …繁殖牛(50頭) + 水稻(2ha) + 飼料畑(3ha)

西ノ島町 …繁殖牛(40頭)

知夫村 …繁殖牛(40頭)

隠岐の島町…繁殖牛(25頭) + 水稻(5ha) + 飼料畑(3ha)

イ 水稻

- ・水田農業の推進については、平成30年の米政策の見直しに向けて、特色ある米として評価の高い「藻塩米」^{もしおまい}の生産拡大を図るとともに、海士町で新たに栽培が始まったブランド米「海士の本氣」^{ほんき}のブランド確立を図る。
- ・今後、「藻塩米」を平成31年度には、平成28年度の栽培面積40haから50haに増加させ、出荷量を現在の140tから200tにまで増加させる。
- ・「海士の本氣」については、平成31年度に、平成28年度の栽培面積1.5haから10haまで拡大し、関東の高級スーパー等への契約出荷量を拡大する。
- ・さらに、こうした関東・関西の大手米卸売業者との結びつきを強化していくため、消費者の食に対する安全・安心志向の高まりに対応した島根県版GAP(美味しまね認証制度)^{ほんき}の取組みを進める。
- ・また、業務用米の需要拡大に対応するため、コシヒカリからきぬむすめへの品種転換を進め、受入拡大に向けてライスセンターの改修等を検討する。
- ・こうした取組みと連動して、多様な販売先を確保するため、1.9ミリの選別網目の導入などを推進していくとともに、土壤分析に基づく適正な施肥管理などを通じて品質の向上に努める。

※美味しまね認証制度：「安全で美味しい」を兼ね備えた产品を作る生産者・生産方式を、第三者機関の判断をもとに、島根県が認証する仕組み。

＜農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営基盤強化促進基本構想における経営モデルの例＞

海士町 …水稻(6ha) + 園芸(1ha)

隠岐の島町…水稻(7ha) + ソバ(3ha) + 作業受託[水稻](5ha)

ウ その他

- ・地産地消の推進については、インバウンドを含めた観光客の「隠岐らしい商品」の要望に応じ、地域食材を活かしたブランド品を開発するため、食品産業事業者等と緊密に連携しながら6次産業化や農商工連携を推進し、地域農業の活性化を図る。

(林業)

- ・原木生産については、循環型林業を推進し、島内の若者やU I ターン者への積極的な募集による現場技術者の育成・確保や、高性能林業機械の導入、作業道など路網の整備による木材生産体制の強化を進め、「隠岐の木出荷共同体」による安定供給体制の推進を図る。
- ・木材製品については、高付加価値化のための人工乾燥技術・寸法精度の向上や、新製品開発・改良に取り組み、高品質な製材品の島内外への安定供給のため、大都市圏における展示商談会によるPRや、島内の住宅見学会等による木材利用の意識を高める活動を行い、公共建築物や民間住宅における需要の確保を図る。
- ・木材利用を更に積極的に推進するため、「隠岐の島町バイオマス産業都市構想」の具現化に向けた動きを加速させ、ペレット製造工場の整備や公共施設でのペレットボイラーの導入などを進めるとともに、小規模木質バイオマス発電施設の整備やリグノフェノール自動生産ラインの整備も検討する。
- ・しいたけ生産については、新規生産者の掘り起こしなど生産者の育成による技術の継承や向上を図り、高品質なクヌギ原木しいたけの特長を生かした付加価値の高い商品の生産や販売先の開拓を進める。

※ペレット：乾燥した木材を細粉し、圧力をかけ円筒形に圧縮成形した木質燃料で、ストーブやボイラの燃料として利用されている。

※リグノフェノール：木材成分の約30%を占めるリグニンを化学的に変換容易な安定した新素材として抽出したもので、石油由来のフェノールの代替や接着剤等としての活用が期待されている。

(水産業)

- ・水産物の品質向上対策等のほか、魚価向上のための販売戦略の構築・強化等を漁業協同組合や町村と連携して取り組む。
- ・消費者ニーズに合致した新たな加工品開発や既存商品の改良、加工施設の整備等による水産加工業の振興を図る。
- ・消費地市場への直接出荷や産直販売の拡充、量販店等への販促活動の強化、6次産業化の推進等により新たな販路の開拓を検討する。
- ・アンテナショップや展示商談会等への出店、都市圏等でのイベントの活用等により水産物のPR強化に取り組む。
- ・隠岐諸島は、世界ジオパークに認定され観光客の注目を集めており、ズワイガニをはじめ、エッチュウバイなど、隠岐の特色ある水産物を観光客等に提供することで、魅力向上につなげる。
- ・鮮度が良い状態のまま品質保持ができる最新冷凍技術の導入により、養殖イワガキやケンサキイカ（シロイカ）など生産時期が限定される水産物の周年供給体制をつくることで、島内の観光産業での活用や島外飲食店向け、輸出向けなど新しい需要を開拓する。
- ・隠岐諸島内において、魚の非可食部の除去、海藻の乾燥など一次加工処理を行うことで、付加価値の向上と共に、減量化による輸送コストの削減を図る。
- ・ケンサキイカやキジハタなどの高級魚の活魚宅配パックといった新しい形態の出荷により、価格の高い購買ニーズを開拓する。

②担い手確保・育成対策

(農業)

ア 肉用牛

- ・近年、畜産部門においては、就農相談会等で、関係機関が連携して就農支援マニュアルや空き家情報など、農業と生活に関する地域情報をパッケージ化して提案しており、その後の就農相談件数やバスツアー等の短期研修希望者が増加傾向にある。
- ・今後は、U I ターンフェアや就農相談会等で、より地域にあった人材を獲得できるよう自営就農以外にも雇用就農や半農半Xモデルなど、多様な就農モデルを作成し、積極的に情報を発信していくとともに、相談から研修、就農後のフォローまで、段階毎にきめ細かな支援を講じることにより、新規就農者の確保と定着化を進める。

イ 水稲

- ・水田農業を中心とした担い手の育成・確保については、島前、島後それぞれに設置されている農業再生協議会を中心に、認定農業者の育成・確保や集落営農の組織化・法人化等を推進するとともに、担い手の生産性の向上と農作業の効率化を図るため、ほ場の整備や用排水路及び農道の維持・整備、ため池の防災対策など、各種基盤整備の計画的な実施を契機として、担い手への農地集積を進める。

(林業)

- ・隠岐諸島には、隠岐島後森林組合、隠岐島前森林組合の2組合があり、さらに島後には森林組合以外の認定林業事業体も4事業体存在しており、路網整備を進めながら、木材生産や造林・保育、竹林等の荒廃森林の整備を行っている。
- ・これらの森林組合等林業事業体の経営基盤を強化し、労働環境や就労条件の改善をはかることで、技術力の高い人材の確保・育成を図る。
- ・新規就業者の確保のため、U I ターンの一層の促進や若者への林業体験の場の提供、就業前・就業後の研修などの支援の充実を図る。
- ・新規就業者に、林業に関する知識や技術を付与するためには3年程度必要であることから、県立農林大学校（林業科）の卒業生を即戦力として雇用したい林業事業体が増加している。隠岐諸島の林業事業体等で構成する隠岐流域林業活性化センターでは、地元高校や農林大学校と連携し「地域で農林大学校へ送り出し卒業後は地域で受け入れる」先進的な取組みが進められており、この取組みを一層進める。
- ・また、森林に対する島民の理解を深め、島民の森林整備活動を促進することで、森林・林業への理解の意識醸成に取り組む。

(水産業)

- ・安定した収入を得られる漁業を確立し、若者が安心して漁業に就業できる環境を整備するため、各種資金の貸与等による就業時の初期投資の軽減対策、ベテラン漁業者による技術指導等による漁業技術習得への支援、漁船漁業や養殖漁業等による漁業の複合経営を促進する。
- ・隠岐水産高校と連携した漁業体験実習の実施、都市部での漁業就業に関する

イベントや新聞広告を利用した積極的な就業情報の発信、各種研修制度や就業支援等による新規就業者の受け入れ体制の整備をより一層強化する。

- ・新規漁業就業者総合支援事業を活用した漁業研修事業（海士町、西ノ島町）や特定有人国境離島漁村支援交付金を活用した遊漁船業の事業拡大及びイワガキ養殖の起業による雇用の創出（知夫村）等の取組みを今後、各町村で実施する。
- ・これらの漁業の担い手確保・育成対策については、関係機関や漁業者がしっかりと連携できるよう取り組む。

（その他）

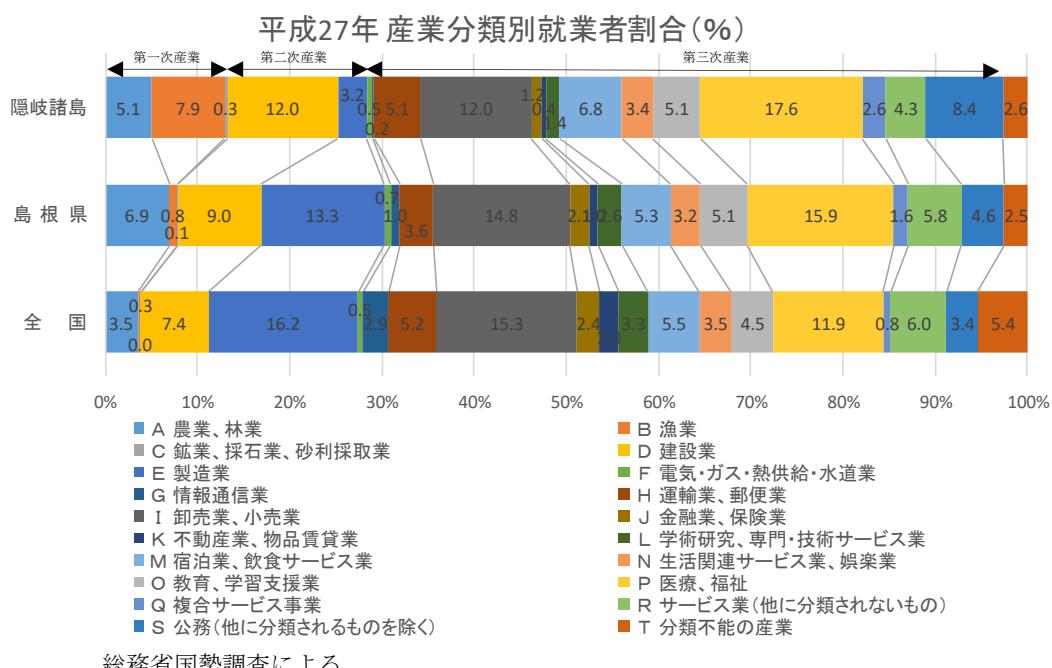
- ・地域おこし協力隊は、平成28年度、隠岐諸島全体で49人（海士町33人、西ノ島町5人、知夫村7人、隠岐の島町4人）が在籍している。
- ・農業に関するイベントへの参画や農業体験、新規就農者との交流の場などを通じて、農業への理解と関心を醸成し、地域の担い手として定着するよう取り組む。

3. 2 民間事業者等の創業、事業拡大等の促進、定住人口等の拡大

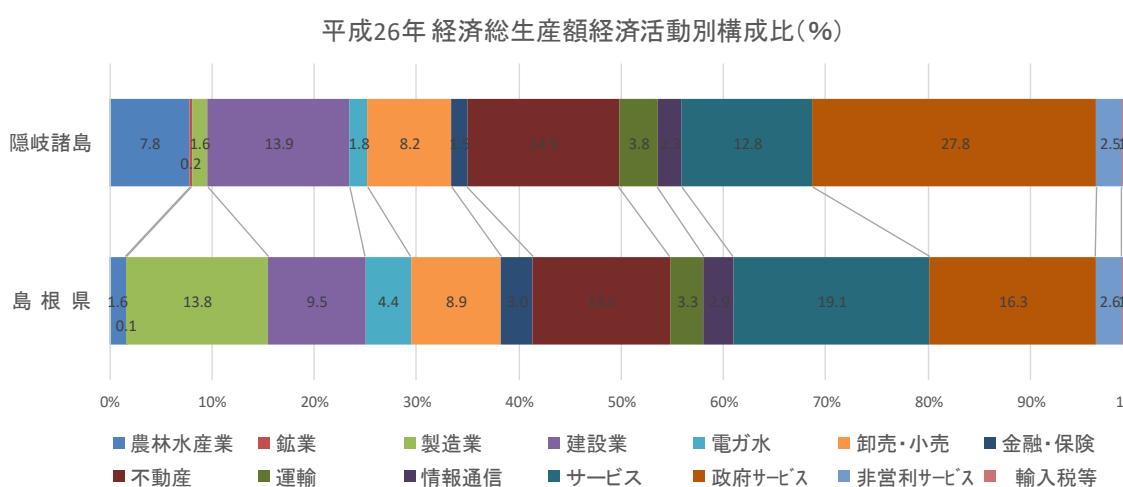
(1) 現状と課題

(産業構造)

- ・隠岐諸島の産業構造は、就業者の割合でみると第一次産業は減少傾向にあるが、漁業は他地域に比べて割合が高く、この地域を特徴づける産業となっている。第二次産業は、建設業が公共事業の事業量減により減少傾向であるものの、依然として高い比率を示しており、雇用を支える重要な役割を担っているが、製造業の比率は低い。第三次産業は、全体の約7割を占めており、医療、介護サービスの従事者の増などにより増加傾向にある。



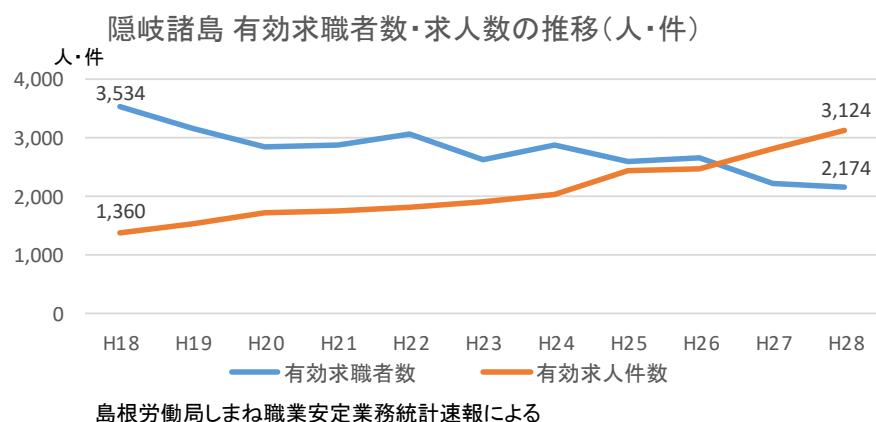
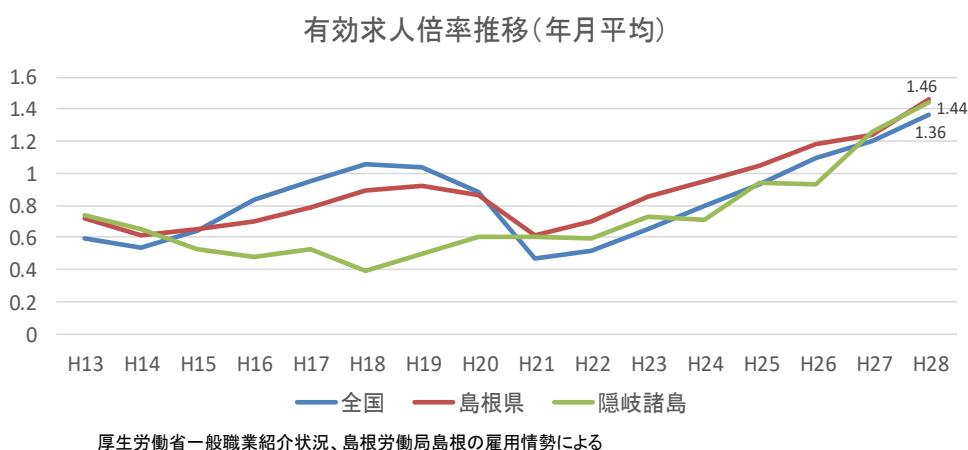
- ・経済総生産でみると、政府サービスと建設業の比率が高く公的部門への依存度が高いため、民間需要主体の産業構造への転換が課題である。また、他の産業と比べて付加価値生産性が高く、域外需要の獲得につながる製造業の比率が際だって低いため、地域経済の循環や良質で安定的な雇用の確保といった点で課題が内在している。



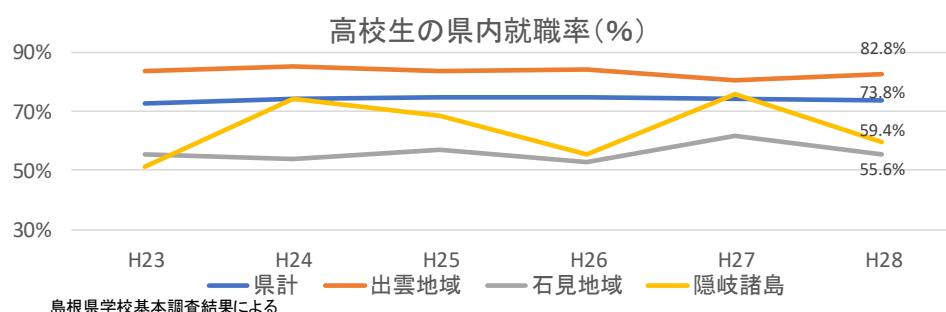
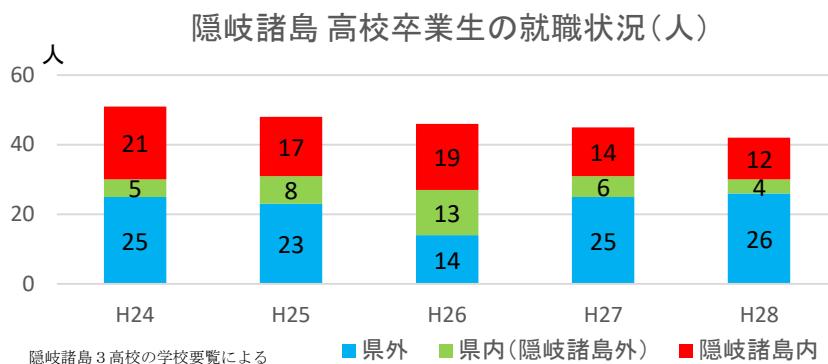
- 一方、離島の有利性が生かせる水産業の存在感は大きく、肉用牛やしいたけなど農林業にも強みを有していることから、これらと製造業やサービス業など地域内の他産業との連携を活発化させることで経済基盤をより強固なものとする視点が重要である。例えば、食品加工（農商工連携、6次産業化）、バイオマス、観光、教育・人材育成、ヘルスケアビジネスなど成長性のある産業への展開が想定される。
- また、情報通信業は比率としては小さいが、IT産業は、離島特有の地理的条件不利性を克服することも可能であり、地域の他産業の生産性向上に寄与することも期待できることから、戦略的に産業育成していくことが必要である。
- さらには、地域社会の機能を維持するため、小売・卸売業、運送業、医療・福祉、生活関連サービスなどの事業が継続・拡大していくことが必要である。
※政府サービス：政府以外では効率的に供給できない性格のもので、電気・ガス・熱供給・水道業、サービス業（教育等）、公務から構成される。

(就業・雇用環境)

- 雇用環境は、平成14年頃から雇用環境が悪化し、有効求人倍率が全国と比べて極めて低い水準にあったが、近年は急上昇し、雇用情勢は急速に改善している。
- その要因は、求職者数が減少し、求人件数が増加したことにあるが、近年は求人件数の伸びが顕著であることが大きく影響している。
- 企業にとっては雇用の確保が困難な状況となっており、事業の維持・拡大の支障になっている可能性がある。今後の事業展開に向け、克服すべき課題の一つである。

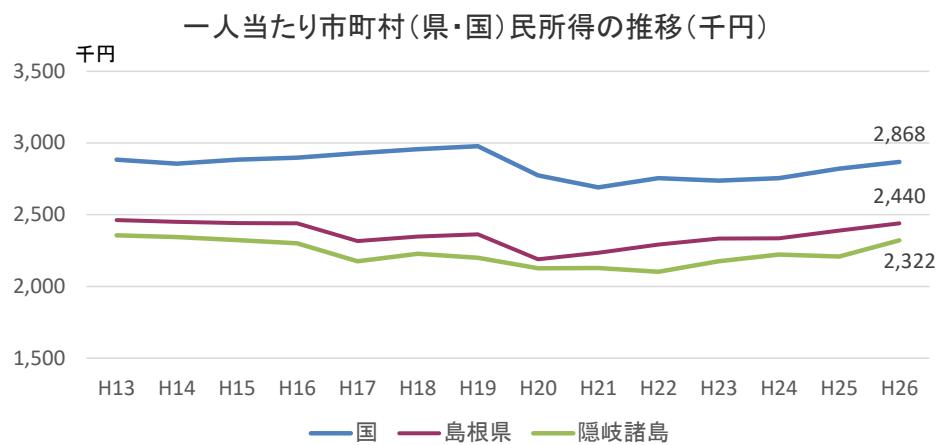


- また、島内の高校生は就職時に約6～7割が島外へ流出している。雇用基盤は脆弱で不安定であり、島内に定着、回帰、流入する人の流れを確かなものとするため、若者にとって魅力的な仕事や産業を創造する取組みが必要である。



(島民平均所得の概況)

- 一人当たりの島民所得は、平成22年度以降は上昇傾向にあるが、全国、県と比べても相当程度低く、国民所得の8割程度の水準にとどまっている。労働生産性を高める取組みなどによりその格差を縮小していかなければならない。



島根県県民経済計算による

(主力產品の生産等の状況)

- ・一次產品を除く主要な產品は土石製品、水産加工品、清酒である。
- ・土石製品は、生コンクリートや碎石等であり、供給先の大半は島内需要家向けである。
- ・水産加工品は、干物、冷凍食品、瓶詰め、レトルト調理品、粉末だしなどで、地域資源を活かした様々な商品が主に土産物として販売されている。近年は、インターネット販売等による販路拡大を図っているが、輸送コストの面で本土の企業よりも不利であり、また、小規模な事業者が多いため、生産性や品質管理等においても課題がある。
- ・清酒は、良質な仕込水に恵まれ、島外にも多く出荷されている。しかし、清酒業界は市場縮小に歯止めがかからず厳しい経営環境下にあり、付加価値向上と新市場開拓に向けた取組みが急務となっている。

(民間事業所数の推移、開廃業の状況)

- ・隠岐諸島の事業所数は、県全体と比べて減少率が高い。これは、人口減少や少子高齢化を背景に市場が縮小していることや、担い手が不足し事業承継がスムーズに進まないことなどが原因として考えられる。

事業所数					
	H21.7	H24.2	H26.7	増減率 H21→H26	増減率 H24→H26
隠岐諸島	1,598	1,435	1,441	▲9.8%	0.4%
島根県	38,833	36,300	35,971	▲7.4%	▲0.9%
全国	5,886,193	5,453,635	5,541,634	▲5.9%	1.6%

経済産業省経済センサスによる

- ・開廃業の状況をみても、開業率が低く、廃業が開業を上回っているため、地域経済の縮小が懸念される。産業分野別では、これまで地域を牽引していた卸売業・小売業、建設業の廃業が多く、これらの産業が衰退することで他産業への影響も危惧される。
- ・一方で、医療・福祉、生活関連サービス業・娯楽業が増加し、宿泊業・飲食サービス業、教育・学習支援業でも活発な新陳代謝がみられ、消費構造が「モノ」から「サービス」へとシフトしていく中で、離島の特性を活かした新たなビジネスや産業を創出することが重要である。

開業・廃業の状況（平成24年2月から平成26年7月までの異動状況）

産業大分類	総数 (存続・新設)	存続事業所	新設事業所	廃業事業所	開業率	廃業率
農業、林業	15	13	2	1	5.9%	3.0%
漁業	20	20	0	1	0.0%	2.0%
鉱業、採石業、砂利採取業	3	3	0	1	0.0%	10.3%
建設業	196	181	15	24	3.0%	4.8%
製造業	84	70	14	10	7.2%	5.2%
電気・ガス・熱供給・水道業	1	1	0	0	0.0%	0.0%
情報通信業	8	6	2	1	11.8%	5.9%
運輸業、郵便業	60	48	12	14	8.0%	9.3%
卸売業、小売業	376	336	40	68	4.1%	7.0%
金融業、保険業	12	10	2	2	6.9%	6.9%
不動産業、物品販賣業	62	56	6	4	4.1%	2.8%
学術研究、専門・技術サービス業	37	34	3	4	3.3%	4.4%
宿泊業、飲食サービス業	204	173	31	31	6.3%	6.3%
生活関連サービス業、娯楽業	143	128	15	6	4.6%	1.9%
教育、学習支援業	15	9	6	5	17.7%	14.8%
医療、福祉	82	67	15	8	8.3%	4.4%
複合サービス事業	42	41	1	2	1.0%	1.9%
サービス業(他に分類されないもの)	81	68	13	11	6.8%	5.8%
隠岐諸島計	1,441	1,264	177	193	5.0%	5.5%
島根県	35,971	31,480	4,491	5,127	5.1%	5.8%
全　国	5,541,634	4,681,672	859,962	872,366	6.4%	6.5%

「開業率」は異動にかかる期間（29ヶ月）を補正し、次の式により算出。※廃業率も同様

開業率 = 新設事業所数 / (存続事業所数 + 廃業事業所数) × 12月 / 29月

経済産業省経済センサスによる

(設備投資の状況)

- ・隠岐諸島における設備投資は、企業の規模が小さいことや、装置型産業と言われる製造業の集積がほとんど見られることから全体としては低水準である。
- ・市場が縮小し、人口が減少していく中では収益力を強化することが重要であり、老朽設備の更新だけでなく、例えば、旅館の魅力を向上させる改裝投資、製造コストを削減するためのＩＣＴ投資、新規分野への進出に向けた開発投資など、付加価値を高めるための投資を促進させる必要がある。

設備投資額（平成24年）

地 域	主要業種 （産業大分類）	企業数	売上金額	設備投資		1企業 当たり 設備投資額	売上に 占める設備 投資割合	単位：百万円
				有形 固定資産	無形 固定資産			
隠岐諸島	建設業	190	15,054	198	1	1	1	1%
	製造業	55	2,251	10	0	0	0	0%
	運輸業、郵便業	43	3,764	33	0	1	1	1%
	卸売業、小売業	316	20,526	110	0	0	1%	1%
	宿泊業、飲食サービス業	173	3,440	123	1	1	4%	
	生活関連サービス業、娯楽業	123	6,102	47	0	0	1%	
島根県	建設業	3,436	427,965	4,229	122	1	1	1%
	製造業	1,926	657,042	25,418	283	13	4%	
	運輸業、郵便業	423	55,943	3,539	17	8	6%	
	卸売業、小売業	6,808	868,861	8,761	203	1	1%	
	宿泊業、飲食サービス業	2,721	84,228	1,741	304	1	2%	
	生活関連サービス業、娯楽業	2,541	134,587	3,045	33	1	2%	
全　国	建設業	404,265	83,384,100	763,191	48,884	2	1%	
	製造業	384,219	343,085,349	10,734,254	701,836	30	3%	
	運輸業、郵便業	65,869	54,971,022	2,818,532	118,954	45	5%	
	卸売業、小売業	826,663	415,122,173	3,868,714	280,397	5	1%	
	宿泊業、飲食サービス業	422,135	19,980,711	566,049	32,041	1	3%	
	生活関連サービス業、娯楽業	331,910	37,313,822	959,894	79,501	3	3%	

必要な事項の数値が得られた企業を対象として集計した。

有形固定資産は、土地を除く無形固定資産は、ソフトウェアのみ。

経済産業省経済センサスによる

(定住人口、交流人口の拡大をめぐる動き)

- ・UIターンの状況をみると、平成28年度は隠岐4町村で145人の実績となっており、このうち3割以上がIターン者である。人口千人当たりの人数は、県平均を上回っており、魅力を打ち出すことでさらなる増加も期待できる。
- ・また、地域おこし協力隊は4町村で49名（平成28年12月現在）が活動しており、中でも海士町は県内で最多の受け入れをしている。島内各所で地域おこしの支援、農林漁業への従事、住民の生活支援などの活動に取り組んでいる。
- ・今後は、若者の起業環境の整備、魅力ある質の高い雇用の場づくり、長く暮らし続けられる快適な住環境の充実に向け、戦略的に取り組む必要がある。
- ・また、隠岐島前高校など隠岐諸島の各高校では、生徒数の減少、学校存続の危機を開拓するため、行政や地域住民と一体になって、地域社会に開かれた魅力ある学校づくりを進め、地域社会の未来を創る人材の育成に取り組むとともに、積極的な生徒募集を行なうことで、島内はもとより、県外からの入学者数を増やしてきた。今後、魅力ある学校づくりを小・中学校にも広げ、隠岐の教育を一層魅力的にすることにより、隠岐に移住しそひ子どもたちに隠岐で教育を受けさせたいという子育て世代を創出していこうという試みも始まっている。
- ・このほか、県は、県内の子どもたちに対し、隠岐諸島の魅力を伝え、学ぶ機会を提供することで、将来の定住や地域振興に寄与する人材育成などにつながることを目的として、隠岐体験学習事業を実施している。
- ・また、海士町では、業種毎に繁閑期が異なり、島内の観光施設、生産現場等で人材不足が発生するため、観光協会が人材派遣を行うマルチワーカーの取組みを行っている。マルチワーカーは、繁忙期を迎えた産業の現場に派遣され、農業、漁業、観光業等に従事している。働き手の不足の課題に對しては、このような事例も参考にしながら取り組むことが必要である。

UIターン者数の推移

町村名	(単位:人)				
	H23	H24	H25	H26	H27
海士町	25	30	20	18	28
西ノ島町	18	45	77	16	25
知夫村	2	4	8	11	18
隠岐の島町	3	12	10	5	23
隠岐諸島計	48	91	115	50	4
島根県計	603	564	575	873	128
					94
					178
					145
					4,252
					4,376

H23～H26は、市町村・団体等の定住支援を受けて転入した者の数

H27以降は、UIターン者を「県外から島根県へ転入し、転入市町村に5年

以上居住する意思のある者」と定義づけ、「島根県人口移動調査」の

結果を県が独自集計したもの

地域おこし協力隊設置状況

〔平成28年12月1日現在〕

町村名	設置人数
海士町	33
西ノ島町	5
知夫村	7
隠岐の島町	4
隠岐諸島計	49
島根県計	198

島根県地域振興部しまね暮らし推進課による

町村別UIターン者数(平成28年度)

(単位:人)

町村名	Uターン	Iターン	不明	計	人口 (H27国調)	人口千人当たり UIターン者数
海士町	9	16	0	25	2,353	10.6
西ノ島町	11	12	0	23	3,027	7.6
知夫村	0	3	0	3	615	4.9
隠岐の島町	75	18	1	94	14,608	6.4
隠岐諸島計	95	49	1	145	20,603	7.0
島根県計	2,687	1,643	46	4,376	694,352	6.3

(2) 講ずる措置の基本的な内容

- ・隱岐諸島は、産業基盤が脆弱で、安定した雇用の創出には厳しい環境に置かれている。他方、農林水産物や観光名勝地など恵まれた地域資源を有し、これらを活用した新たな事業化や、定住・交流人口の拡大に向けた取組みも活発化している。
- ・今後は、こうした地域の強みや特性を生かした新事業、新産業を内発的に創出し、地域の若者やU I ターン者が生き生きと働くことができるよう、産学官が連携した事業化支援をより強化していく。
- ・また、持続的に発展する産業構造へシフトしていくためには、企業の付加価値生産性を高めるとともに、地域経済の好循環を拡大することが必要であり、設備投資を促進し、高度人材の育成、地産地消の推進等に取り組む。
- ・これらの実現に向け、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金等を活用した支援については、地域の限られた経営資源を有効に活用する観点で次のような基本的な考え方に基づき実施する。

(特定有人国境離島地域社会維持推進交付金を活用した支援の採択の考え方)

- ・各町村は、地域社会の維持のために必要な民間サービスが持続されるとともに、良質で安定的な雇用の確保や地域特性を活かした競争力のある新たなビジネスが創出されること等を目指し、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金を活用し、民間事業者等が創業・事業拡大を行う場合に必要な事業資金（設備資金、運転資金）を支援する。
- ・なお、制度運用に当たって、事業採択の際に特に重要と考えるのは次の事項である。

- ・地域ニーズを的確に捉えた、実現性のある事業計画が作成されており、継続的な事業経営が可能であること。
- ・雇用創出効果が見込まれ、交付金事業終了後も自立的に雇用の継続・拡大が期待できること。
- ・地域資源活用、地域課題解決など付加価値が高く競争性を有するビジネスモデルであること。

- ・さらに、地域経済循環の観点から次の事項に留意して優先採択し、事業効果をさらに高めていく。

- ・島外への商品販売や観光客向けサービスなど域外需要の獲得につながること。
- ・地域内での積極的な原料調達や異業種連携などにより、域内取引を活発化させること。
- ・地産地消を促し、域内消費を喚起すること。
- ・地域内の遊休化し、あるいは低利用状態にある資産を有効活用し、効用及び価値の向上が期待できること。

(同交付金により複数年度にわたって支援する事業)

- ・各町村が地域社会の維持を図る上で重要と認める事業であって、同交付金により複数年度（最長5年間）にわたって支援する必要がある事業は、原則として次のいずれかを満たすものとする。

- ・各町村の産業政策の中でも優先度が高く、産業基盤の強化につながるもの。

(例) この計画及び各町村のまち・ひと・しごと創生総合戦略等に掲げるKPI等目標達成に寄与する事業や、地域の強みを活かした産業集積や中核的な産業の収益力を強化するための設備投資を促進する事業

- ・地域内の雇用の維持・創出に特に高い効果が認められるもの（事業効果によって間接的に発生する二次的な雇用を含む。）。

(例) 企業誘致により一定程度の雇用が計画されている事業や、観光客を増加させることにより宿泊業、飲食業、運輸業など関連産業への波及効果が期待できる事業

- ・地域住民の生活を維持するために不可欠であり、他に代替手段がないサービス等を提供するもの。

(例) 身近になければ日常生活に支障を来すサービスや、将来にわたって住民が安心して生活していくことができるようするために買い物支援やデマンドバスといった生活機能・生活交通の確保のためのサービス等を提供する事業

(支援制度の周知方法、利用促進方策)

- ・各町村は、ホームページ、広報紙等中心とし、CATVや防災無線等も活用しながら住民へ情報発信し浸透を図る。また、ターゲットに効果的に情報が届くよう商工団体、農林水産業の関連団体、金融機関等と連携して案件の掘り起こしや情報共有を行い、制度活用に向けては相談・助言に対応することで利用促進を図っていく。島外に居住するUIターン希望者に対しては、DMや県外でのUIターンイベントでPRする。

- ・県は、支援制度を紹介するガイドブックの配布や事業者向け説明会により、島内に限らず県内全域にわたって広く周知し、隠岐諸島でのビジネス展開に関心が向くよう取り組む。また、外郭団体である（公財）しまね産業振興財団が島内を含む県内で定期的に開催する相談会や、（公財）ふるさと島根定住財団が県外で行うUIターンイベントなどを通じて制度が効果的に活用されるよう協力していく。

(特定有人国境離島地域事業活動支援利子補給金を活用する金融機関)

- ・隠岐諸島における雇用拡充に資する、創業・事業拡大等を行う事業者に対して、実質無利子の融資を実施する金融機関は次のとおりである。

山陰合同銀行

島根銀行

島根県農業協同組合

(特定有人国境離島漁村支援交付金の活用)

- ・隠岐諸島における雇用拡充を図るため、特定有人国境離島漁村支援交付金を活用して行う事業は当面次のとおりである。

町村名	対象漁業集落名	漁業集落名	計画期間
知夫村	知夫村全域集落	薄毛漁業集落	H29～H33
知夫村	知夫村全域集落	来居漁業集落	H29～H33

(地方創生推進交付金の活用)

- ・隱岐諸島における雇用拡充を図るため、地方創生推進交付金を活用しつつ実施する事業は当面次のとおりである。

町村名	事業名称	計画期間
知夫村	知夫里島の産業×風景×人による雇用創出プロジェクト	H30～H32

3. 3 滞在型観光の促進

(1) 現状と課題

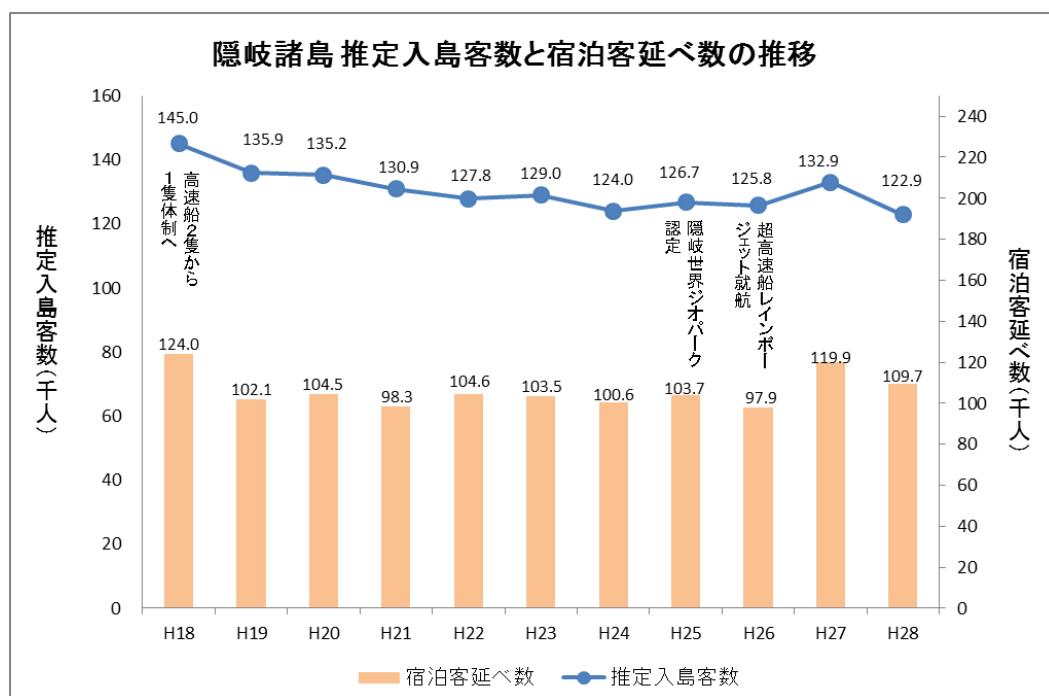
(観光の概況と課題)

- ・ 隠岐諸島は、雄大な自然、歴史・文化など、特色ある優れた観光資源を豊富に有している。1970 年代の離島ブームの頃より多くの観光客を受け入れてきたが、旅行への嗜好の変化や国内・海外旅行の低価格化、高速交通網の整備の進展などにより、全体の傾向として、全国の離島の観光客が減少する中、隠岐諸島の観光客も、ゆるやかな減少傾向にある。また、近年の状況も微減か現状維持にとどまっている。
- ・ 近年の観光客は、団体客から個人客へと明らかに移行してきており、隠岐観光協会の調査分析によれば、隠岐諸島への観光客は、個人・小グループ客が約 75%～80%を占めていると推計される。
- ・ 隠岐諸島の観光客減少の要因としては、
 - ① 団体旅行から個人・小グループ化といった旅行形態への対応が十分ではないこと
 - ② 隠岐諸島の豊富な観光資源を体験できる、特徴的で多彩な観光商品づくりや、宿泊・飲食・運輸など関連事業者の商品やサービス内容が個人客を十分に満足させる水準には至っていないこと
 - ③ 観光シーズンが限られ、また、隠岐諸島への交通費が割高であることなどが挙げられる。
- ・ こうした減少要因に対応し、個人客の満足度の向上に向けた取組みとしては、これまで、隠岐観光協会とその支部である隠岐 4 町村の観光協会、観光関係事業者、島根県隠岐支庁等が連携し、隠岐のイメージアップのための情報発信、伸び代が見込める春季・秋季の観光キャンペーンの展開、まち歩きガイドツアーや体験ツアーの企画・実施、島内二次交通の利便性向上、食の魅力向上などに取り組んできたところである。しかし、観光客が離島への移動に費やす時間・費用に見合う十分な満足感が得られていない面があり、ホスピタリティや受入体制の熟度がまだ十分でないことや、地域間連携による旅行商品の陣容の弱さなどにより、観光客の伸び悩みにつながっているものと考えられる。
- ・ 平成 25 年 9 月には、隠岐諸島独特的地形・地質・生態系や、離島ならではの独自の文化が生まれ、人々が大切に受け継いでいることなど、世界的な価値と魅力が評価され、世界ジオパークに認定された。隠岐ユネスコ世界ジオパークを地域活性化につなげていくため、ガイド養成やジオツアー、周遊バスツアー、新たな土産物開発などの取組みが進められている。また、隠岐 4 町村ごとにガイダンス施設を設置予定である。今後さらに隠岐ユネスコ世界ジオパークを活用して観光振興・地域振興につなげていく必要がある。
- ・ 隠岐観光の発地を見ると、関西圏が約 3 割を占める主要市場であり、次いで中国地方、首都圏、中部・北陸となっており、九州・四国等が低くなっている。重点市場として、関西、関東、中国地方をターゲットにし、効果的な誘客対策を進めていく必要がある。
- ・ 宿泊旅行について年代別に見ると 2 泊以上は、50 代以上の割合が多く、家族や女性グループは 1 泊か日帰り旅行が主体となっている。
- ・ 島内消費（宿泊、交通費を除く）は、5 千円以上 1 万円未満が 34.2% を占め、体験メニューや土産物の充実等による観光消費額の増加に向けた取組みを

進める必要がある。

- ・隱岐諸島の観光需要は、夏季がピークであり、次に5月と秋が多客期となるが、本土に比較して冬季の観光需要の落ち込みが著しく、季節的な変動が大きいことが課題であり、通年で誘客が見込める商品の開発が必要となっている。

※ジオパーク：地質、地形などの地質遺産を有するだけでなく、生態系や歴史、文化など、人の営みと大地や地球との関係を学び体験することのできる公園。



町村別観光入込客・宿泊客延べ数の状況（平成28年）

町村	観光入込客延べ数（シェア）	宿泊客延べ数（シェア）
海士町	32,130人 (14.8%)	10,952人 (10.0%)
西ノ島町	37,152人 (17.1%)	22,528人 (20.5%)
知夫村	6,289人 (2.9%)	6,443人 (5.9%)
隠岐の島町	141,689人 (65.2%)	69,752人 (63.6%)
計	217,260人	109,675人

※推定入島客数：船舶及び飛行機（チャーター便含む）による隠岐諸島への来島者のうち島民を除いた数。ただしH21年以前は推定交流人口。

※観光入込客延べ数：観光地点及び行祭事・イベントごとに計測した入込客数を単純合計した入込客の総数。1人の観光客が複数の観光地点を訪れる重複して計上。

隠岐諸島の主な観光動向の指標（平成28年）

項目	内 容
① 推定入島客数	122,886人
② 観光入込客延べ数	217,260人
③ 宿泊客延べ数	109,675人
④ 平均宿泊・滞在日数	平均宿泊日数1.80日、平均滞在日数2.80日
⑤ 旅行日程	2泊52.4%、1泊25.1%、3泊11.3%、4泊以上8.2%、日帰り1.9%
⑥ 旅行形態	カップル・夫婦27.5%、家族23.8%、

	団体旅行 18.5%、友人同士 18.2%、一人 6.2%、女子旅 3.0%
⑦ 年代	60代 31.3%、70代以上 18.1%、50代 16.1%、40代 16.1%、30代 8.8%、20代 6.0%、10代 3.3%
⑧ 観光客の発地	関西 30.2%、中国 18.9%、関東 18.4% 中部・北陸 13.1%、県内 11.1%、北海道・東北 2.8%、四国 2.1%、九州・沖縄 1.4%
⑨ 観光した島	島後 30.8%、西ノ島 27.7%、中ノ島 25.3%、知夫里島 15.9%
⑩ 来島回数	初めて 60.7%、2回目 15.9%、4回目以上 15.8%、3回目 7.0%
⑪ 島内での交通手段	レンタカー 22.7%、観光バス 21.5%、遊覧船 15.4%、内航船 10.9%、タクシー 9.7%、マイカー 6.4%
⑫ 旅行目的	景勝地めぐり 30.6%、歴史探訪 18.3%、自然散策 13.3%、食べ物 12.4%、海水浴 5.9%、釣り 4.5%
⑬ 隠岐島内観光消費単価 (宿泊・交通費を除く)	0.5～1.0万円 34.2%、1.5～2.0万円 26.7%、0.5万円以下 13.8%、3万円以上 12.0% 2.0～3.0万円 10.7%
⑭ 隠岐旅行の満足度	大変満足 28.1%、満足 47.7%、やや満足 17.7%、どちらでもない 2.6%、やや不満 2.1%、不満 0.7%、大変不満 0.1%

① : 隠岐観光協会調による

②、③ : 島根県観光動態調査による

④～⑯ : 隠岐観光協会アンケート調査による

(宿泊・飲食・旅行サービスの概況と課題)

- ・宿泊施設（ホテル・旅館・民宿等）は、平成16年の98施設から平成28年には60施設に、宿泊定員は、3,145人から2,237人と大幅に減少している。特に、民宿の減少率が高いが、これは、経営者の高齢化、後継者不足、安定的な経営が困難であること、施設改修などの設備投資が困難であることが要因であると考えられる。
- ・宿泊客の動向を見ると夏季や大規模イベント開催時期に需要が集中し、ピーク時には部屋不足が生じる一方で、冬季には空室が多く、結果、通年では客室稼働率が低い状況にある。
- ・このように観光需要の季節変動が大きい状況下では、需要のピークに合わせた従業員数の通年雇用が困難であること、また短期雇用では、従業員が確保できない場合もあることから、空室があっても宿泊予約を断るケースも一部に生じている。
- ・隠岐諸島の宿泊施設は、部屋数が多いホテル、旅館を中心に公共施設の割合が高くなっている。また、民宿については、地域内でサービスの質にばらつきがあり、Wi-Fi整備についても不十分である。
- ・近年は、宿泊ニーズが多様化し、従来型の民宿・ホテルだけでなく、ゲストハウス・シェアハウス（簡易宿所）といった形態の施設が徐々に開設されている。こうした中には、古民家を活用して島暮らしを楽しむ体験プランを提供する施設もあり、新たな客層を取り込んでいる。
- ・海士町観光協会では、一定基準の旅館施設を「島宿」として登録し、観光協会が予約管理、一部のサービスを請け負うなど、観光協会が旅館経営をサ

ポートする取組みが行われている。

- ・隠岐諸島では、良質の食材が収穫されるが、魚介類・野菜とも収量・種類が少なく安定的でないことを理由に、島外から食材を仕入れて調理提供する宿泊施設や飲食店が多く、このことが観光客の満足度が高まらない要因の一つとなっている。地元産品の使用率を高めて、満足度を高め、地元一次産業への更なる経済波及効果を生み出す仕掛けづくりが必要である。
- ・隠岐諸島の旅行業者は、第1種旅行業者が1社（営業所）、第2種旅行業者が1社、第3種旅行業者が2社、地域限定旅行業者が1団体あり、着地型旅行商品の企画・販売の面で重要な役割を担っている。

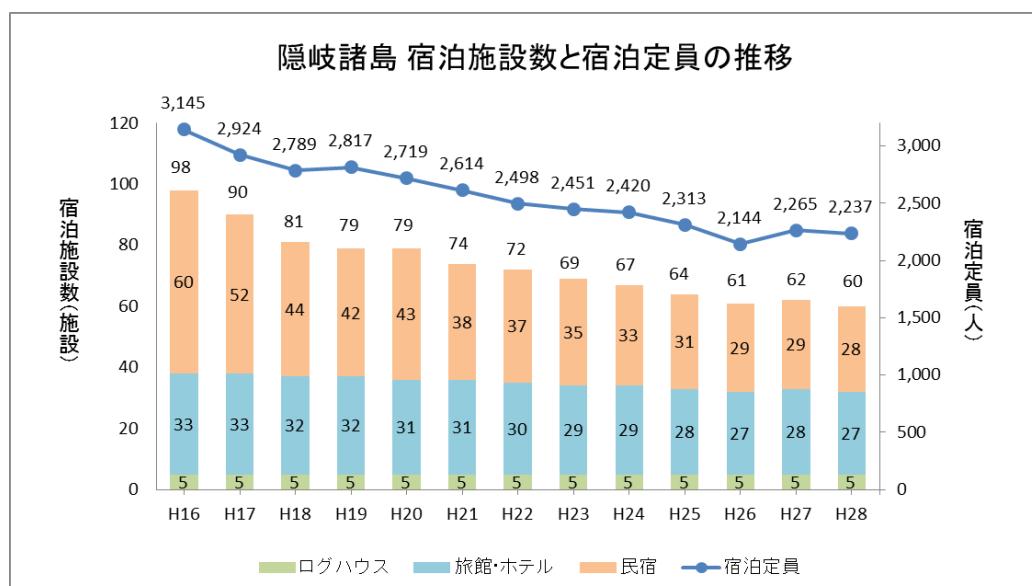
※第1種旅行業者：海外及び国内の募集型企画旅行の企画実施が可能な観光庁長官登録の旅行業者。

第2種旅行業者：国内の募集型企画旅行の企画実施が可能な県知事登録の旅行業者。

第3種旅行業者：営業所のある市町村及び隣接市町村に限り募集型企画旅行の企画実施が可能な県知事登録の旅行業者。

地域限定旅行業者：営業所のある市町村及び隣接市町村に限り募集型企画旅行の企画実施が可能な県

知事登録の旅行業者（受注型企画旅行、手配旅行も隣接市町村に限定される）。



隠岐観光協会調による

(運送サービスの概況と課題)

ア 航路

- ・本土～隠岐島間、隠岐島前～隠岐島後間の主要交通手段である航路は、島民利用及び貨物輸送が重視されていることから、観光客にとって効率的でない旅行行程となる場合がある。また、定期点検によるフェリーの減船や超高速船の季節運休など、冬期には更に制約がある。
- ・来島の交通手段として大きな存在を担う隠岐汽船では、「サービス改善委員会」の設置、サービスマニュアルの見直し、インターネット予約、クレジットカード決済の導入、Wi-Fi環境の整備・改善、外国語対応の表示、翻訳機の配置を行うなど、利用客の利便性や快適性の向上に近年、力を入れている。

イ 航空路線

- 定期航空路線は、隠岐～出雲路線、隠岐～大阪路線がそれぞれ1日1往復運航しており、観光客にも利用されている。羽田空港からのルートとしては、出雲空港経由、伊丹空港経由、または米子空港経由で七類港、境港から隠岐航路利用で入るルートとなるが、米子空港利用の場合、航空機と船舶の時間帯が合わず、旅行商品造成に工夫が必要である。
- 隠岐～大阪路線については、平成18年から毎年夏季限定で小型ジェット便が運航されており、夏季の観光客や帰省客の需要拡大に対応している。
- 航空機を利用した観光客誘致対策や、東京直行便の就航を目指した関東圏からの旅行商品造成などに取り組んでいる。
- 近年、フジドリームエアラインズにより、全国各地の地方空港から隠岐空港へのチャーター便が運航され、2泊3日の観光ツアーの利用者数が伸びている。隠岐旅行の発地別シェアの低い九州・中京・東北地域からの重要な誘客手段であることから、魅力的な観光コースづくりに取り組み、チャーター便誘致に積極的に取り組んでいく必要がある。

ウ 島内二次交通（バス・タクシー等）、遊覧船

- 島内の観光客向けの二次交通は、レンタカー、タクシー、団体バスが主流であるが、個人客に島内を効率的に周遊してもらうための取組みとして、西ノ島町や隠岐の島町では、ジオサイトを巡るガイド付きの定期周遊バス（ジオバス等）を運行するなど、利便性向上の取組みを進めているが、安定的な需要の確保が課題となっている。
- 近年、レンタサイクルの需要が増えてきていることから、今後計画的にサービス提供できる体制を整備していく必要がある。
- 島の醍醐味を楽しめる遊覧船は、西ノ島町の「国賀巡り定期観光船」、海士町の「あまんぼう」、隠岐の島町の「ロウソク島遊覧船」に加えて、平成22年度から隠岐の島町で観光ガイド付きの「かっぱ遊覧船」が運航されており、これらは隠岐の魅力を伝える重要な観光資源となっている。
- 個人客に島内を周遊してもらうためには、観光客の足となる二次交通の充実が不可欠であり、民間事業者と連携しながら、整備を進めていく必要がある。

※ジオサイト：地質学的に貴重で見学に適しており、ジオパークのみどころとなる場所。

隠岐諸島の二次交通手段(平成28年4月現在)

町村	観光バス (台)	観光船 (隻)	タクシー (台)	遊漁船 (隻)	レンタカー (台)	レンタサイクル (台)
海士町	3	1	9	2	0	10
西ノ島町	5	10	7	3	15	12
知夫村	3	1	2	0	4	0
隠岐の島町	10	9	35	9	100	20
計	21	21	53	14	119	42

隠岐観光協会調による

(滞在型観光の推進体制等の現状と課題)

- ・隠岐諸島では、隠岐4町村が共同で設立した隠岐観光協会が、観光プロモーション活動や旅行会社の商品造成促進の総合窓口として業務に当たっており、4町村観光協会においては、観光資源の魅力づくり、観光客の受け入れなどの対応を行っている。
- ・隠岐観光協会、隠岐4町村等で構成する隠岐ユネスコ世界ジオパーク推進協議会は、島根県隠岐合同庁舎内に事務所を置き、隠岐諸島の観光振興部門を担う島根県隠岐支庁県民局と緊密な連携のもとで、隠岐諸島の観光振興に関する企画調整を行っている。
- ・隠岐観光協会、4町村観光協会、観光関係事業者、島根県隠岐支庁県民局は、「営業戦略会議」を定期的に開催し、マーケティング分析調査に基づく、女性向けコンテンツの開発や、外国人誘客対策などの課題に対応したワーキンググループを設けて、現状把握・分析、観光戦略の策定、旅行商品開発・販売促進に取り組んでいる。
- ・商品化の例としては、島民の足として利用される島前3島を結ぶ内航船を観光客が利用しやすくするための周遊バスの企画・商品化（平成27年4月）、女性客をターゲットにした隠岐版の女子旅「島娘」の展開、飲食店と連携した隠岐諸島のご島地グルメの開発・提供などがある。
- ・また、隠岐諸島では、旅行商品は各観光事業者が個別販売をしていたが、こうした旅行商品を組み合わせ、移動・宿泊・観光メニューをセットにした、1泊2日、2泊3日の周遊プランのカタログ「島旅」を作成し、平成27年から販売開始している。上記の島前周遊バスの商品化を含め、観光事業者、行政等の連携による取組みが、集客増につながっており、引き続き、個人客の自由な観光を促す旅行サービスの提供、着地型観光の選択肢の拡大に向けた仕組みづくりを推進していく必要がある。
- ・この他、営業戦略会議での意見を踏まえて、地元食材を利用した魅力的な宿食の提案の検討や、増加しつつある外国人観光客の受入体制の充実に向けた観光事業者向けのおもてなしセミナーの開催などを企画・実施している。
- ・営業戦略会議等による4町村の観光関係者の連携強化を図り、観光市場の調査分析、地域のコーディネイト、プロモーション等を行うマネジメント体制を一層強化していく必要がある。

(観光面における強み)

- ・隠岐諸島には、世界ジオパークに認定された独自の生態系や、人の営みが一体となった豊かな自然環境があり、日本海に浮かぶ離島という特性から古くから大陸と日本列島との交易の中継地としての役割を果たしてきたことによりもたらされた多様な伝統文化が現存している。
- ・国賀海岸、赤壁、ロウソク島など離島ならではのダイナミックで、国内有数の景勝地を有している。また、伝統ある牛突き、隠岐国分寺蓮華会舞などの伝統芸能、隠岐民謡、後鳥羽上皇・後醍醐天皇に関する遺跡など歴史・文化遺産が豊富である。
- ・世界ジオパークに認定以降、フランスの旅行ガイドブック「ブルーガイドジャポン」で観光地として3つ星評価を受けるなど、海外での露出度が高まったことにより、外国人観光客、特にフランスからの来島者が増加しており、

今後の外国人観光客の伸びが期待される。

- ・平成28年7月に、大山隠岐国立公園が、国立公園満喫プロジェクトに選定され、今後、隠岐諸島では、隠岐ユネスコ世界ジオパークの取組みと連携し、外国人観光客の増加に向けて、関係者が連携して受入環境整備や誘致活動に取り組んでいく計画である。
- ・隠岐諸島の主要産業である観光産業の振興に向けて、隠岐4町村、民間事業者、島根県隠岐支庁など観光関係者が連携する体制が構築されている。

(観光面における弱み)

- ・隠岐諸島では、着地型旅行商品の開発などに取り組んできたが、「観る、食べる」の要素を中心の従来型の団体旅行が未だ主流であり、観光資源がうまく活用されていない。個人客の割合が増えた現在、地域の自然・歴史文化に加え「体験、交流、学び」の要素を充実させることにより、隠岐観光の新たな価値を創出していくことが求められている。
- ・事業者のみならず島民全体に来島者を歓迎する雰囲気が広がっていくことが必要であるが、本来、島民の強みとして持っている「おもてなしの心」が観光客に伝えきれていない状況にある。
- ・人口減少、少子高齢化が進み、様々な担い手の確保が困難になっており、観光業においても担い手不足の問題に直面している。宿泊施設が減少傾向にあること、宿泊施設の従業員不足等から、観光シーズンには、宿泊需要に応じた部屋数を提供できない状況にあり、多様な宿泊施設の確保が課題である。
- ・良質の食材はあるが、生産量不足、安定した確保ができないなど流通の課題があり、宿泊施設での地元食材の提供拡大や地場産品開発等による食の魅力向上が十分ではない。

(滞在型観光促進の観点から伸ばしていく分野)

ア 体験メニューや4島を巡る旅行商品の充実等

- ・個人客の自由な観光行動を促し、周遊性を向上させていくため、自然環境、食、アクティビティなど、4町村の特徴のある地域資源を活用して新たな体験メニューを造成し、複数の体験メニューを組み合わせた4島を巡る周遊ルートの商品化を進める。
- ・また、航路ダイヤが判りにくくことや「時間や費用を要する」とのイメージから、旅行先として選択されにくい状況もある。このため、隠岐観光協会や隠岐汽船は、手軽で割安感を打ち出した日帰り旅行プランを企画・催行し、着実に利用者を増やしており、今後、リピーターとして宿泊プランへ移行させていくよう取組みを進める。

イ 隠岐ユネスコ世界ジオパークや国立公園の魅力を活用した観光振興

- ・平成28年12月に策定した大山隠岐国立公園ステップアッププログラム2020に基づき、隠岐ユネスコ世界ジオパークの「大地の成り立ち」「独自の生態系」「人の営み」などの特色を活かし、これまでに整備されたジオサイトの施設や遊歩道等のルートを活用し、トレッキングやサイクリング等の体験ツアーやプログラムの充実に取り組むとともに、民宿やゲストハウスなど、小規模ながら快適な滞在環境を提供することで、外国人旅行者の長期滞在や国内個人客に向けた環境整備を促進する。

- ・平成 23 年度から 28 年度にかけて、多言語の案内・解説板、公衆トイレの洋式化、ジオサイトにつながる遊歩道等集中的に再整備を行ってきたが、今後、隠岐 4 島のエントランスとなる各港に、島の特色や魅力を分かりやすく解説するビジターセンターを平成 31 年度までを目途に整備していく計画である。
- ・通訳案内士の養成や認定ジオガイドの資格取得を促進する。
- ・国立公園満喫プロジェクトの一環として、国立公園のビューポイント（浄土ヶ浦、国賀海岸、赤壁、明屋海岸）やジオサイトなどで体験プログラムの開発、シーカヤックなどアクティビティの提供とガイドの育成を進める。

ウ サービスの質やホスピタリティの向上

- ・観光客にとって、宿泊、食も体験の一つであるとの視点で官民が連携して、観光関係事業者の従業員研修、人材育成を進め、ホスピタリティ醸成や地元食材を使った食事メニューの提供、体験プランの充実などに更に取り組み、観光客の満足度向上に努めていく。
- ・また、観光客に島民が本来持っている「おもてなしの心」が伝わるよう、地域住民が一体となって取組みを進める。

エ 予約システム構築等によるワンストップサービスの取組み

- ・隠岐観光協会が、隠岐広域観光情報提供サイト「e-oki-net」により広く情報発信しているが、今後、体験メニューなど着地型旅行商品のWE B 予約システムを当サイトに一元化し、観光客の利便性向上を図っていく。
- ・また、隠岐観光協会、4 町村観光協会によるワンストップサービスの充実を図っていく。

オ 外国人観光客の受入環境の整備等

- ・外国人旅行者は、世界ジオパーク認定以降、フランスを中心とする欧米客が増加傾向にはあるものの、宿泊者に占めるシェアはまだ小さく、滞在地域もまだ限定的である。こうした欧米客の来島目的は、自然・歴史を楽しみたいというニーズが高いことから、こうした情報を充実させ、WE B・S NS 等を利用して効果的な情報発信に取り組む。また、外国人にとって、来島後の二次交通が分かりにくいこと、独特の歴史・文化を感じさせるまち歩きマップ等が十分でないことから、外国人が不自由なく旅行できる環境整備に取り組んでいく。
- ・平成 28 年度に、島根県、鳥取県、観光事業者等で構成する広域連携DMO である山陰インバウンド機構を設立し、鳥取県から島根県、山口県萩市まで至る「縁の道～山陰～」が国土交通省の広域観光周遊ルートに認定されている。隠岐諸島は、当ルートの核となる 12 抱点の 1 つに位置付けられており、山陰インバウンド機構では、外国人旅行者の観光周遊のための具体的なモデルコースとして、隠岐と山陰海岸の 2 つの世界ジオパークや大山隠岐国立公園の自然体験・エコツーリズムを楽しむ「ジオパーク＆ナショナルパーク・アクティビティ」を策定し、旅行商品化に向けた取組みを強化している。山陰インバウンド機構が実施する東アジア・欧米を重点市場としたマーケティング調査分析やこうしたプロモーション活動と連携して、外国人のニーズに沿った滞在型観光メニューの開発や、受入環境の整備に取り組んでいく。

※DMO：自然、食、文化など地域の観光資源に精通し、地域と協同して観光地域づくりを行う法人。

カ チャーター便、クルーズ船の受入拡大

- ・チャーター便は、隠岐旅行の発地別シェアの低い九州・中京・東北地域からの重要な誘客手段となることから、魅力的な観光コースづくり、チャーター便の歓迎対応など受入体制の充実を図り、チャーター便の受入拡大を図っていく。
- ・クルーズ旅行市場は拡大傾向にあり、クルーズ船寄港による観光客の誘致、地元食材提供、魅力の発信等による地域活性化に向けて、クルーズ船の受入体制の整備やクルーズ船の寄港促進を図っていく。

(2) 講ずる措置の基本的な内容

(特定有人国境離島地域社会維持推進交付金を活用して取り組む方向)

ア 滞在型観光の促進

- ・隠岐4町村、4町村観光協会が主体となり、旅行者にもう1泊してもらうため体験交流型メニューの充実を図るとともに、地元観光関連事業者と連携した受け地の満足度向上策に取り組む。
- ・隠岐諸島の窓口である隠岐観光協会は、旅行会社等に働きかけ、体験交流や隠岐ユネスコ世界ジオパークをテーマにした魅力ある多彩な旅行商品を充実させ、これらの旅行商品を盛り込んだ企画乗船券、企画航空券、滞在プラン宣伝、チャーター便の誘致等を推進する。
- ・滞在型観光の維持・改善・向上については、4町村、4町村観光協会、県、地元観光関連事業者が連携して取り組む。

イ 外国人観光客等の誘致に向けた受入環境の整備等

- ・世界ジオパーク認定以降、外国人観光客の実数は着実に増加傾向にあり、大山隠岐国立公園満喫プロジェクトや隠岐ユネスコ世界ジオパークの取組みと連携して、外国人旅行者の嗜好を的確に捉えた上で、ホームページなどによる情報発信や、案内表示の多言語化、Wi-Fi環境の整備など受入環境の整備に取り組んでいく。
- ・山陰インバウンド機構と密接に連携して、適切な役割分担のもとで、体験メニューづくりに取り組んでいく。

(特定有人国境離島地域社会維持推進交付金を活用して実施する取組み)

ア 新たな体験メニューの造成

- ・隠岐4町村が実施主体となって、自然豊かな環境を活用したサイクリングによる新たな客層の誘致、離島の自然に興味を持つ女性向けの星空観察プログラムやエコツアー、宿での体験メニューとして、ファミリー層等向けに手軽な釣りプランやそば打ち体験など新たな体験メニューの造成に取り組む。

イ 島を巡るプランの旅行商品化と販売促進

- ・隠岐観光協会が主体となって、体験メニューを組み合わせて複数の島を周遊する企画の旅行商品化と旅行会社への販売促進、モニターツアー等の実証実験に取り組む。

ウ WEB予約システムの構築

- ・隠岐4町村観光協会及び隠岐観光協会が、隠岐諸島における体験メニューの共通のWEB予約システムを開発することで、予約・販売状況等の情報共有、全体メニューを一覧できる観光客の利便性向上、新たな周遊型の商品開発が期待できる。

(県、町村やその他事業実施者が実施すべき役割分担等)

- ・ユネスコ世界ジオパークや国立公園の魅力を活用した旅行メニュー、女性向けコンテンツ、グルメ情報発信、外国人誘客対策など、隠岐諸島ならではの観光商品の開発に当たっては、関係者による「営業戦略会議」において、戦略や企画を立案していく。
- ・体験メニューの運営・実施については、4町村観光協会、隠岐諸島の旅行業者、宿泊事業者など観光関係事業者が担当し、体験メニューを網羅したWEB予約の総合窓口については、隠岐観光協会、4町村観光協会が担う。
- ・県、4町村は、各観光協会、観光関係事業者が円滑に連携できるよう総合的な企画調整を行う。
- ・アンケート結果から得られる発地情報や旅行形態等に基づき、旅行会社に対する販売促進活動や、個人旅行者向けのWEBサイト・SNSを活用した情報発信については、隠岐観光協会が中心となって実施していく。
- ・島根県、(公社)島根県観光連盟が開催する首都圏、関西などの旅行会社、交通事業者等に対する観光説明会・商談会などにおいて、隠岐諸島の着地型旅行商品の情報提供を行い、旅行商品への組み込みを進めていく。
- ・山陰インバウンド機構は、海外市場を対象としてマーケティング調査分析やプロモーション活動を行い、広域観光周遊ルートの拠点地域である隠岐諸島においては、地域が主体となって、外国人向けの体験メニューづくりや受入環境整備を実施していく。また、山陰インバウンド機構は拠点地域での商品開発の支援を行う。

4 安定的な漁業経営の確保等

(経営体数、漁船隻数、漁業経営の現状、課題)

- ・隱岐諸島周辺海域は優れた漁場であり、アジ、イワシをはじめ、ズワイガニ・エッチュウバイ・イワガキ等隱岐特産の水産物も豊富に水揚げされており、漁業が地域の基幹産業になっている。
- ・しかしながら、近年の消費者の魚離れ等による魚価の低迷や燃油の高騰等による操業経費の増大、本土への輸送コストや時間がかかる等の離島特有の地理的条件不利性により、漁業経営は厳しい状況に置かれている。
- ・特に、隱岐では本土に比べ出荷経費等が多く掛かることが、漁業経営を一層厳しくし、漁業就業者の減少を招いている。
- ・また、これらの厳しい状況を反映して、漁業経営体数及び漁船隻数はともに減少している。
- ・漁業経営体数は、昭和 61 年には 1,141 経営体であったが、平成 25 年には 610 経営体と半数近く減少した。
- ・一方、漁船隻数は、平成 24 年には 2,233 隻であったが、平成 28 年には 1,985 隻となり、この間に 1 割以上の漁船が減少した。
- ・このような厳しい漁業経営の現状のなか、隱岐諸島の特色ある水産物の販売促進と資源の保護・培養等により漁業経営の改善を図るとともに、新たな漁業就業者の育成・確保を進め、持続可能かつ高収益型の漁業を確立し、漁業経営の安定化を図る必要がある。
- ・そのため、国において新たに構築された水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業（漁船リース事業）と、これと連動して県が行う支援事業を活用しながら、高性能漁船への更新を推進している。
- ・さらに、高性能漁船への更新を機に、鮮度保持機能の向上による付加価値向上や省力・省コスト化、漁獲の安定等に取り組み、漁業経営の安定を図りつつ、漁業就業者の受け皿づくりを進めている。

漁業経営体の推移（経営体）

	S61	H8	H15	H20	H25
経営体数	1,141	970	870	731	610

農林水産省海面漁業生産統計調査、農林水産省漁業センサスによる

平成 15、20、25 年は漁業センサス、それ以外は海面漁業生産統計調査

漁船隻数の推移（隻）

	H24	H25	H26	H27	H28
漁船隻数	2,233	2,162	2,087	2,014	1,985

海水動力漁船根拠地別漁船数

島根県農林水産部水産課調による

(離島漁業再生支援交付金の活用状況)

ア 漁業の生産力の向上に関する取組み

- ・カサゴ等の種苗放流、漁場回復のためのヒトデ駆除や藻場造成の実施、産卵礁や稚魚・稚貝のための育成魚礁、築いそ等の整備（隱岐の島町）
- ・ヒラメ等の種苗放流やヒトデ等の駆除、藻場の調査・造成の実施、産卵礁等の整備（西ノ島町）
- ・アワビやキジハタの種苗放流、藻場の状況調査（海士町）
- ・アワビ等の種苗放流やヒトデ等の駆除、築いそ等の整備の実施（知夫村）

イ 漁業の再生に関する実践的な取組み

- ・観光産業や学校給食との連携による地産地消の推進や漁業経営安定化を目指した新たな漁具漁法の導入検討、販路開拓や特產品のP R活動（隠岐の島町）
- ・新たな販路開拓を行うためのP R活動の積極的な実施や未利用資源の商品化を含めた新規漁法の開拓、まき網漁業の新規就業者確保対策（西ノ島町）
- ・養殖イワガキの品質向上を図るための養殖手法の改良やCAS凍結システムや活魚出荷といった高付加価値技術を活用した流通体制の改善（海士町）
- ・鮮度保持技術の向上やこれによる差別化などとともに水産物の販路開拓のための市場調査や新たな漁法、漁具等の検討（知夫村）

（保全における課題、漁業が果たしている役割）

- ・隠岐諸島の漁業者は持続的な水産資源の利用を図るために、それぞれの漁業種類により、操業期間の設定、採捕の制限、漁具・漁法の制限等による資源管理に取り組んでいる。
- ・一方、隠岐諸島沖合には広大な暫定水域が設定されており、その漁場の大半を韓国漁船によって占拠され、隠岐諸島のベニズワイガニかご漁業をはじめとする日本漁船は円滑な操業が困難な状況である。
- ・さらに、我が国の排他的経済水域では、暫定水域との境界線付近を中心に韓国さし網漁船などによる違法操業が後を絶たず、毎年のように拿捕事件が発生し、また国取締船による違法設置漁具を多数回収しているのが現状である。
- ・また、当該漁場における漁場機能回復を図るため漁業者による投棄漁具及び放置漁具の回収、安全操業の確保や操業秩序の維持等を図るため漁場監視活動を実施している。
- ・暫定水域内の水産資源の持続的利用のためには、日韓で共通した資源管理体制が求められるが、政府間協議における韓国側の消極的姿勢により話し合いが進展しない状況であり、暫定水域周辺も含めた漁場の荒廃や水産資源の乱獲が懸念される。
- ・この様な状況にあって本県としては、「竹島の領土権を確立し、排他的経済水域の境界線を画定することにより、暫定水域の撤廃を図ること」、「それまでの間、両国の責任のもとで、暫定水域における資源管理について、実効ある管理体制を早期に確立すること」、「我が国の排他的経済水域内における韓国漁船の違法操業が根絶されるよう、監視取締りの充実強化を図ること」などを引き続き、国に対して強く求めていくものである。

島根県漁業者が回収した投棄漁具等の推移（トン、日）

	H24	H25	H26	H27	H28
回収重量	182	240	404	324	418
延べ作業日数	410	783	1,124	859	797
1日あたり回収量	0.44	0.31	0.36	0.38	0.52

漁業協同組合 JF しまね資料による

(韓国・中国等外国漁船操業対策事業の活用状況)

ア 海底清掃事業

- ・外国漁船等による投棄漁具及び放置漁具を回収し、漁場機能の維持管理を図るため、海底清掃計画の策定、投棄漁具の回収・監視作業、回収漁具の処分を実施している。

イ 外国漁船操業等調査・監視事業

- ・外国漁船の操業状況及び漁場形成状況等を調査することにより、我が国漁業者の安全と操業秩序の維持及び操業機会の回復・拡大を支援するため、外国漁船操業等調査・監視計画の策定、外国漁船等の活動状況等の調査、関係機関及び漁業者等への調査内容の情報提供を実施している。

(水産多面的機能発揮対策事業の活用状況)

ア 国境・水域の監視

- ・隠岐の島町海域監視協議会（隠岐の島町漁業者等を構成員とする活動グループ）が水域監視活動を行っている。
- ・知夫村海守隊（知夫村漁業者等を構成員とする活動グループ）が国境監視活動を行っている。

(参考) 関連する国の交付金等の概要

名 称	概 要
特定有人国境離島地域社会維持推進交付金 (内閣府)	特定有人国境離島地域の地域社会の維持を図るため、県や町村等が実施する運賃低廉化、物資の費用の負担の軽減、雇用機会の拡充等に必要な経費の一部を支援
特定有人国境離島地域事業活動支援利子補給金 (内閣府)	特定有人国境離島地域における地域社会の維持のための雇用機会の拡充を図るため、創業・事業拡大等を行う事業者に対するスタートアップ融資を行う金融機関等に対して利子補給を実施
新規漁業就業者総合支援事業 (水産庁)	新規漁業就業者を確保するため、漁業への円滑な就業に向け、就業相談会の開催、漁業現場での長期研修、漁業活動に必要な知識や技術の習得等を支援
特定有人国境離島漁村支援交付金 (水産庁)	特定有人国境離島地域において漁業集落が行う新たな漁業又は海業の雇用を創出するための取組み等を支援
水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業 (水産庁)	中核的漁業者の収益向上に必要となる漁船をリース事業者(漁業団体)が取得し、当該漁業者にリースする取組みを支援
離島漁業再生支援交付金 (水産庁)	離島の漁場の生産力の向上など漁業の再生に取り組む漁業集落を支援
韓国・中国等外国船操業対策事業 (水産庁)	我が国の周辺海域において外国漁船の調査、監視を行う漁船に対する用船料、燃油代等を支援
水産多面的機能発揮対策事業 (水産庁)	漁業者等が行う水産業・漁村の多面的機能の発揮に資する藻場・干潟等の保全や海難救助などの地域の取組みを支援
離島のガソリン流通コスト対策事業 (資源エネルギー庁)	離島のガソリンスタンドが島民にガソリンを販売する際に、実質的なガソリン小売価格が下がるよう支援
離島活性化交付金 (国土交通省)	離島における地域活性化を推進し、定住促進、交流の拡大促進、安全・安心な定住条件の整備強化等の取組みを支援

第5章 広報その他の啓発活動

(有人国境離島地域に関する広報その他の啓発活動)

- ・有人国境離島地域は、日本国民が居住することにより、保全に関する活動拠点としての機能を有しているだけでなく、豊かな自然や独自の文化等を有している。
- ・県及び町村は、このような離島の有する魅力を活かして、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持の意義に関する国民の理解と関心を深めるよう、広報その他の啓発活動を行う。

(竹島に関する広報その他の啓発活動)

- ・竹島を有する当県においては、竹島問題の早期解決に向け、国民の理解や世論の盛り上がりを促すため、引き続き、客観的な研究や竹島学習の充実強化に取り組むほか、関係団体等とも連携しながら、広報、啓発活動を積極的に行う。
- ・竹島問題の広報、啓発活動については、国が主体的に取り組むべきものであり、そのために、国民世論の啓発や国際社会への情報発信、隠岐の島町への啓発施設の設置など、引き続き、国に対して強く求めていく。

第6章 重要業績評価指標（KPI）及び成果目標

1 数値目標の達成状況や政策効果の評価

- ・県及び町村は、国とも連携し、毎年度、特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持のための措置の実施状況を確認し、情報を共有する。
- ・重要業績評価指標（KPI）により施策の効果を検証し、改善を行う仕組みを構築する。
- ・検証結果により、必要に応じて、県計画の改訂を行う。

2 KPI 及び成果目標

- ・県は、次に掲げる重要業績評価指標（KPI）を設定し、計画期間における具体的な数値に基づく成果目標を定め、その達成状況について、定期的に評価し、必要に応じて計画及びこれに基づく施策の見直し、改善を行うものとする。

（1）人口流出抑制・人口流入施策の効果に関する指標

- ・住民基本台帳に基づく社会増減
現況値（平成29年度） 目標値（平成33年度）
平成27年 △74人 → 平成32年 △37人

（2）農林水産品等の生産・販路拡大施策の効果に関する指標

- ・主要農林水産物の販売額
現況値（平成29年度） 目標値（平成33年度）
平成28年度 9,660百万円 → 平成33年度 11,012百万円

（3）農林水産業の担い手確保施策の効果に関する指標

- ・農林水産業新規就業者数
現況値（平成29年度） 目標値（平成33年度）
平成28年度 22人 → 平成29年度～平成33年度 126人

（4）創業・事業拡大促進施策の効果に関する指標

- ・新規雇用者数（公共職業安定所就職件数）
現況値（平成29年度） 目標値（平成33年度）
平成28年度 190人 → 平成33年度 205人

（5）滞在型観光促進施策の効果に関する指標

- ・宿泊客延べ数
現況値（平成29年度） 目標値（平成33年度）
平成28年 109千人泊 → 平成33年 122千人泊
- ・推定入島客数
現況値（平成29年度） 目標値（平成33年度）
平成28年度 123千人 → 平成33年度 146千人

(6) 人の往来、交流拡大施策の効果に関する指標

・離島住民等の航路輸送旅客数

現況値（平成 29 年度） 目標値（平成 33 年度）
平成 28 年度 219.0 千人 → 平成 33 年度 221.2 千人

・離島住民等の航空路輸送旅客数

現況値（平成 29 年度） 目標値（平成 33 年度）
平成 28 年度 6.6 千人 → 平成 33 年度 7.5 千人